

東日本大震災被災地派遣職員

活動記録集

平成27年3月

三重県防災対策部

目 次

平成24年度派遣職員

奥田 哲也（岩手県大船渡市都市整備部建設課へ派遣）	1
座安 謙治（宮城県東部土木事務所へ派遣）	5
谷本 昌憲（宮城県農林水産部農村整備課へ派遣）	10
永田 健（宮城県仙台地方振興事務所水産漁港部へ派遣）	16

平成24・25年度派遣職員

伊藤 正幸（岩手県沿岸広域振興局農林部宮古農林振興センターへ派遣）	20
長島 弘和（宮城県東部土木事務所へ派遣）	26
西久保 典宏（宮城県農林水産部漁港復興推進室へ派遣）	30

平成25年度派遣職員

春日井 忍（岩手県環境生活部廃棄物特別対策室へ派遣）	35
清水 康弘（宮城県仙台地方振興事務所へ派遣）	39
村田 将（福島県衛生研究所へ派遣）	43

平成26年度派遣職員

渡辺 和仁（宮城県教育庁文化財保護課へ派遣）	47
------------------------	----

(敬称略・五十音順)

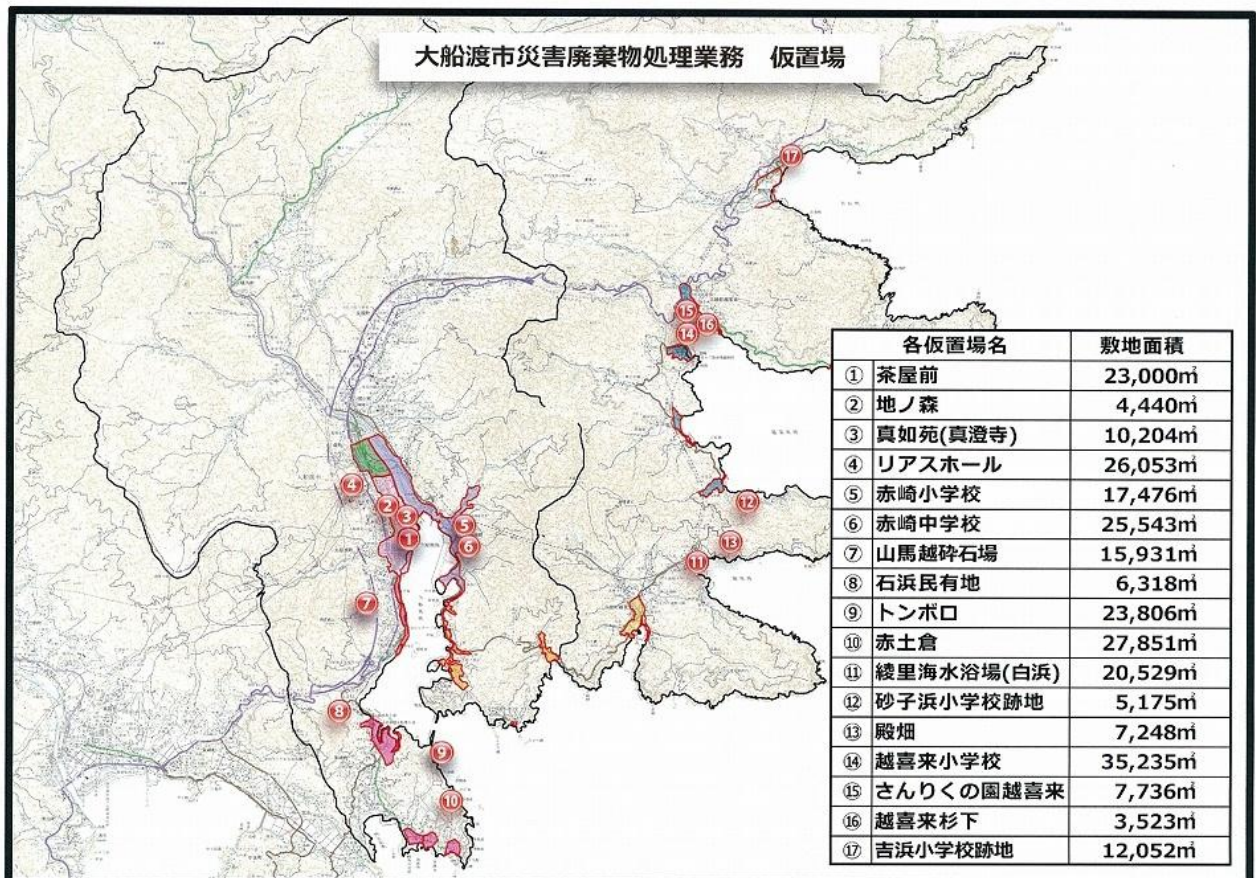
職員氏名	奥田 哲也
派遣先部署	岩手県大船渡市都市整備部建設課
派遣先での役職名	主査
派遣期間	平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日 (1 年間)

1 派遣時期の被災地の現状

(1) 大船渡市について

大船渡市は岩手県の太平洋の沿岸南部にあり、人口は当時で約 4 万人ほど、水産業と漁業が主たる産業です。東日本大震災では海岸に近いところは 3 階部分くらいまで津波が押し寄せ、多くの犠牲者がありました。また、市街地はかなりの部分が津波で冠水し、壊されなかったところも浸水被害は相当の範囲で発生しました。

大船渡市役所は市街地である盛地区の高台にあり（以前のチリ地震津波の後、高台に移転したようです）、津波による被害はなく、また地震も周辺の土地に比べて比較的揺れが小さかったことから（岩手県大船渡合同庁舎に設置された地震計は震度 6 弱だったのに対して大船渡市役所の地震計は震度 5 弱でした）、大きな被害は発生していません。市役所本体の被害を免れたことで、周辺の市町村に比べて、その後の業務の支障が少なかったようです。



(2) 当時の状況

私の派遣された平成24年4月時点は、震災から1年が経過し、とりあえず日常の生活は問題ない状況でしたが、廃棄物の仮置き場にはまだまだ多くの災害廃棄物が保管されており、分別しながら二次選別所に運搬しているまっただ中でした。また、被災した建物は半分くらいしか解体が進んでおらず、また大きな建築解体物はまだ手つかずの状態でした。



大船渡市二次選別場の状況 (H24.5)

2 被災地での業務概要

(1) 大船渡市役所の状況

大船渡市役所は全体で400人前後の職員がいましたが、そのうち60数名が応援職員で、幅広い部署に配属されていました。3ヶ月ぐらいの短期の方もいましたが、8割くらいは1年の派遣期間でした。

(2) 配属先

市役所では建設課に配属されました。建設課は総勢29名で、そのうち応援の職員が相模原市、浜松市などから土木技師を中心に4名。私のいた廃棄物処理係は、私と浜松市からの化学技師1名と土木技師1名の計3名で業務を行いました。

建設課の業務は、主に市道などの復旧と整備、市道などの管理（直営部門と委託部門）と災害廃棄物の処理等でした。なお、復興のプログラムはほとんど別の部署（復興局）で行っていました。

(3) 業務の内容

私の業務内容は、廃棄物処理係の主査として、主に災害で発生した廃棄物の処理に関する全体業務を担当しました。係長は課長補佐が兼務でしたが、年長の私が係長の仕事を事実上任せてもらっていました。

具体的な業務の内容は次のとおりです。

- ・ 災害廃棄物処理の補助金にかかる申請、環境省や岩手県との調整、市役所内での業務調整および進捗管理
- ・ 廃棄物の選別所（一次、二次）の監督、進捗管理、岩手県や環境省への報告
- ・ 廃棄物や環境に関する法的手続きや岩手県との調整、市役所内の助言
- ・ 視察の調整、対応



細野環境大臣（当時）の視察の状況

中でも、補助金の事務が業務の半分以上を占めていました。なにしろ予算が膨大で、平成23年度の大船渡市役所の一般会計予算が190億円程度であったのに対し、平成24年度は530億円、中でも私の扱っていた災害廃棄物関係の予算だけで平成23年度の積み増し分で220億円、平成24年度が200億円ととてつもない金額でした。もちろん、そんな大金はこれまでの業務でも当然扱ったことがないのでとまどうことも多く、他の市役所職員にずいぶん助けてもらいながら業務を進めていました。

また、額が額ですので、災害査定と会計検査にはずいぶん気を遣いました。

当然、これだけの額になると概算払いを受けないでとても業務を進めていけるものではありません。なので、概算払いを受けながら進めていくのですが、環境省の概算払いのチェックが非常に細かいうえに、手続きの進め方がきわめて遅く、とにかく概算の支払いがぜんぜん行われませんでした。「市役所の金庫が空になる！」と財政課から何度も言われてましたので、岩手県を通じて概算払いを幾度となく申し入れました。

実務面で苦労したのはやっぱり言葉でした。岩手には何度となく足を運んでいるので何となく言葉のニュアンスは分かるつもりでいたのですが、気仙（大船渡市、陸前高田市周辺を指す地域名。）の言葉は内陸（盛岡から一関あたりの東北新幹線沿線とお考えください。）の言葉とは違い、独特で特に語尾が伸びるため十分聞き取れず、全く聞き取れないこともしばしばでした。特に相手が酔っていて携帯電話で電話をかけてきた場合などはほぼお手上げで、市役所職員に通訳してもらったりしていました。

派遣業務終了時の平成25年3月には、仮置き場からはすべて廃棄物はなくなり、また大型の建物解体もほぼ完了し、業務を無事次の担当（派遣職員ではなく、市役所職員）に引き継ぐことができました。

3 派遣業務を通しての気付き

(1) 県政に生かしたいこと

大きな地震が起こって、当面は自分の身を守ることで精一杯だろうと思いますが、一段落すると問題になるのは水とトイレです。三重県の環境部局はどちらも所管しているので、すぐにてんてこ舞いになることが容易に想定されます。そのことから、平時から十分準備をしておくことが肝要だと考えます。

また、廃棄物処理ですが、津波被害の場合は、当初は道路啓開が絶対に優先されるので、そちらに作業員が必要になります。その後仮置き場に道路等から除去した廃棄物が置かれることとなりますが、当初からできるだけ分別して保管しておけば、コストと時間の縮減になりますので、こちらも平時から十分検討しておく必要があります。

また、大船渡市役所がうまくいっていたことの一つが、土木技師が廃棄物処理のベースを作った業務を行っていたことです。環境の職員は土木積算に長けていないのと、建設業者とのつながりが少ないので、土木技師に一日の長があります。ぜひ、その連携を有事に備えて構築しておくべきだと考えます。

(2) 派遣生活で配慮して欲しいこと

派遣に際して向こうで気づいたことは、三重県は派遣職員に対してほぼ放置だったことです。他の自治体は家財道具の手配や、業務等で使用するレンタカーを用意していたところもたくさんあったのですが、三重県だけは、赴任旅費でまかなえるという理由で、何もしてもらえませんでした。また、帰省についても、たまたま6月に他の自治体で派遣職員の自殺があったことから、派遣職員への配慮として市で急きょ予算を組んでもらって、派遣元への業務報告として、2回分の旅費はもらえて戻ることができましたが、それがなければ、1年間公用で三重に来ることはできませんでした。私はこの状態でもそれほど気にはならなかったのですが、もう少し配慮があってもよかったですのではないのでしょうか。

また、たまたま私の派遣された平成24年度は年度初めも、年度終わりも土日を挟んでいたことから三重ー岩手間の移動もどうにかかりましたが、移動日がまったく配慮されてなかったことも気になりました。移動に必要な日数分の時間は用意してもらいたかったです。

(3) 後続の派遣職員へのアドバイス

知らない土地に行き、知らない職員と一緒に仕事をするには、とても勉強になります。事情が許すのであれば、ぜひ経験されたらよいと思います。

職員氏名	座安 謙治
派遣先部署	宮城県東部土木事務所
派遣先での役職名	主事
派遣期間	平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日 (1 年間)



1 派遣時期の被災地の現状

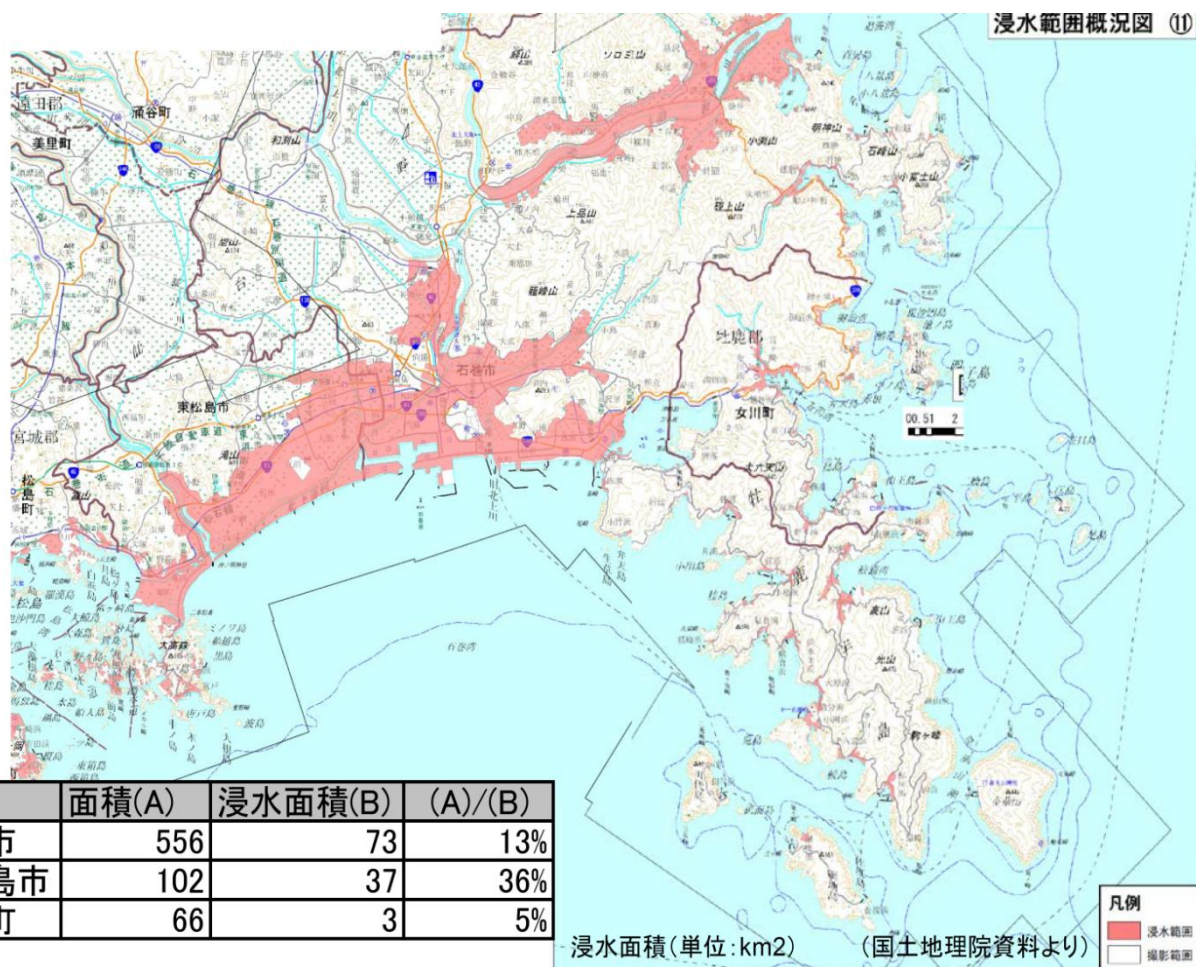
派遣された宮城県東部事務所は石巻市の海岸部から 2 km 程内陸に入り、市街地に位置しています。管内区域は石巻市・東松島市・女川町の 2 市 1 町です。事務所も 1 m 以上浸水被害を受けていました。

震災から 1 年が経ち、赴任した直後に管内各所を回ると、河川や海に近い市街地・平野部は津波により、全壊・半壊した家屋、残った瓦礫等被災した爪痕がまだまだ生々しく残っていました。

海岸・河川沿いでは、集落があったことが分からないほどの被害があり、堤防は地盤沈下や津波の影響で崩れ、路面は陥没・うねり・ひび割れが無数にあり、土嚢や仮設道路にて応急復旧してありました。

被災地の復旧は目に見える形ではなかなか進んでいないことを改めて認識しました。

「見える復旧」、「スピード感を持って」がキーワードになっていました。



2 被災地での業務概要

(1) 所属部署の業務内容

東部土木事務所にて所属する用地班では、用地・補償に係る事務を担当していました。

通常時の用地班は宮城県職員7名で構成されており、東日本大震災で甚大な被害を受け、災害復旧事業に係る業務が膨大なことから、迅速な対応が行えるよう、用地班には平成24年4月から派遣職員が5名加わり、平成24年10月からは更に派遣職員が4名追加されました。

東部土木事務所勤務の職員は約110人の内、半数の50数名が他県からの派遣職員でした。



平成25年3月時点の東部土木事務所に派遣されていた職員

(2) 担当した業務内容

- 東部土木事務所へ赴任した当初は、事業班は道路4班、河川4班の体制で、災害査定が終わったばかり。用地買収範囲も未定で、これから詳細設計に入る段階でした。
- 用地班では、事業の詳細設計の決定を待ってから行動するようでは、対応に遅れが生じることもあり、用地班内で事業班毎に担当を決め、想定される範囲+ α で災害査定の終わった事業箇所の事前調査を行いました。
- 事前調査は、法務局にて公図の交付申請を行い、連続図を作成。その後、工事で必要になると予想される土地の事項証明書を取得し、担当が変わっても引き続き利用できるように、データベース化しました。
- 私は主に河川班の担当になったため、東松島市を流れる定川（じょうかわ）の復旧（延長約6km）をはじめ、河川・海岸の災害復旧事業に係る用地取得・補償業務に携わりました。

- 津波の影響で広範囲に相当数の堤防が破堤しており、家屋や田畑の浸水被害も大きく、災害復旧にあたり、前出の定川をはじめ、ほとんどの堤防は従前のものより高い堤防が計画され、多数の用地買収が必要となり、権利者の確定が必要でした。
- 災害復旧事業で携わった大規模な箇所のうち東名運河（約3 km・地権者数120人）や真野川水系（約2 km・200人）等の河川改修では、まず地権者の所在を確認することが必要でした。相続人や隣接者等の関係者も含めると調査した数は地権者の倍以上になりました。
- 小規模な事業箇所も多くあり、海岸部の岸壁や堤防の復旧のため、やはり関係者の特定から始まり、境界立会、用地買収と行いました。
- 河川の延長は長く、多数いる地権者はどの事業においても甚大な被害を受けており、仮設住宅や市外、県外に住まわれている方がほとんどで、地権者や関係者の特定や所在確認、案内や連絡事項の郵送にも、かなりの時間を要しました。
- 説明会や境界立会に参加できなかった方には、郵送や直接訪問により理解を得るよう対応しました。
- 仮設道路の無償借地契約も行いました。こんな状況なので仕方ないと理解を示していただく方も多かったですが、説明もなく、勝手に道路を作って、今頃来て、等々怒られることもしばしばありました。未曾有の災害だからと言って、全てが許される訳ではありません。



平成24年4月 南北上運河付近の住宅

(3) 成果・実績

- 詳細設計が決定した事業で延長の長い河川については、地権者を確定させ、事業説明会を開催し、境界立会まで終え、小規模な所では、用地買収まで終わらせることができました。
- 所有者を特定するために調査した全部事項証明書や、住民票等の申請件数はそれぞれに軽く千件を超え、地元を離れた地権者も多く、説明や協力依頼の電話や直接会って話をするため、県内各地を行き来していました。
- 数多くの関係者と会い、それぞれの思いを見聞きし、新聞やニュースでは知ることのない話を聞くことができました。



復旧後の石巻市網地島海岸

3 派遣業務を通しての気付き

(1) 県政に生かしたいこと

- 平成24年4月時点では派遣先である宮城県でも、目の前にある復旧業務に奔走しており、最低限の受け入れ態勢しか整っておらず、業務の進め方については、派遣職員が着任した4月以降に方針が決定されました。用地と言う業務内容は同じでも、派遣元の各県のやり方が

違うため意見交換や議論をしながら調整していきました。

- 直接の業務以外にも、宮城県の文書管理・総務事務のシステム等使い方にも戸惑いましたので、受け入れ先の職場は派遣された職員をサポートする必要があると感じました。
- 派遣された当初から1年間で様々な状況や感情が変わっていくのを目の当たりにしました。常に状況に応じて変化できるように柔軟な体制作りも必要です。
- 地籍調査・国土調査について宮城県では、進捗率が8割を超えていたこともあり、境界立ち合いをスムーズに進められることができました。三重県の進捗率は1割程度であるため、同様の被害が起これば、復旧に時間がかかることは容易に想像がつきます。
- 国、県、市町で足並みをそろえ復旧に向かうことは難しいでしょうが、情報共有する努力は必須になります。行政機関毎に説明が違くと被災者に戸惑いを与えます。
- 火事や地震に比べ、津波に関して避難訓練の経験は少ないと思います。東松島市で津波を想定した避難訓練をした際、水の流れ方の想定は示されていたものの、実体験や思い込みで避難行動を行った人が大半で、行動がバラバラになってしまい、收拾がつかなくなったと聞きました。このことから、津波避難訓練のあり方を考える必要性を感じました。
- 三重県と宮城県は地形的に似ている所も多いので、宮城県のこれまでの対応や、これからの動きは三重県の参考になると思います。

(2) 後続の派遣職員へのアドバイス

- 東日本大震災と言っても、宮城県・岩手県・福島県・沿岸部・内陸部、状況や抱えている問題はまるで違います。現地でしかわからないことが多々ありますし、通常時にできない経験をしたことは、必ず実際に役に立つと思います。
- 三重県とは違うやり方・進め方に戸惑いを感じるがありますが、三重県や自分なりのやり方を提案しつつ、他県のやり方を聞くと、いい部分も足りない部分も見えてきます。派遣先や派遣されている他県のやり方や特色等の違いを知ると、三重県の強み弱み等も感じることができます。他県の方に三重県の特色を伝えてください。
- 派遣当初は地元の方（特に高齢者）と話をすると、半分も理解できず、こちらが話す言葉も理解されない場面も多々あり、お互いが理解できるように丁寧な対話を心がけました。
- 派遣当初より、誰が見ても理解できるような書類を作ることを念頭に仕事をすると、年度内や帰任時に担当が変わる際、引き継ぎはスムーズにできます。
- 状況や計画が変わることも多いので、他県派遣職員・事業班との情報共有を密にし、情報のアンテナを高くしておくと、早目に対応できます。
- 大勢の関係者と会い、話をすることになります。十人十色、様々な思いを持っています。その他大勢の中の1人ではなく、その人「個人」と対話してほしいです。
- 息抜きも重要ですので、派遣先に興味を持ってオンとオフのメリハリを付けて、楽しんでください。



夏の蔵王



冬の蔵王

4 最後に

ある地権者さんに言われました。「あなただけじゃなく、顔も名前も知らない復旧・復興を応援してくれる人達は全員、俺達にとって、名も無き英雄だよ。本当にありがたい。」と。

職員氏名	谷本 昌憲
派遣先部署	宮城県農林水産部農村整備課防災対策班
派遣先での役職名	主任主査
派遣期間	平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日 (1 年間)

1 派遣時期の被災地の現状

(1) 私が見た被災地

言わずと知れた宮城県の県都仙台市、そのオフィス街にあって人々と若干の鳩たちの憩いの場となっている勾当台公園、その都市公園北側には杜の都を一望に収める宮城県庁、その 11 階南側フロアの一角にあるのが、私の派遣された宮城県農林水産部農村整備課防災対策班です。百万人都市である仙台市も東日本大震災の被災地ではありながら、私の席から見えた窓の向こうの風景は、人の行き交いで賑わう街路や四季で装いを変える杜の木々、日が落ちて煌々と光を放つビル街と、何ら日常から遊離しない都市の営みでした。しかし、その席を立って沿岸部の現場に踏み出してみればすぐに分かりました。それが被災地のあり様を切り取った一つの断片に過ぎないことを。発災から一年が経過した被災地で私が見たのは、震災で受けた被害の濃淡を写し取った復興と停滞のモザイクでした。



勾当台公園と宮城県庁（青葉祭りにて）
平成 24 年 5 月 19 日



橋梁のみを残して流出した常磐線（亘理郡山元町にて） 平成 24 年 4 月 6 日

(2) 数字で見た被災地

東日本大震災に伴う宮城県での被害とはそもそも如何ほどだったのでしょうか。未曾有の大災害を端的に示す数字は様々あれど、ここでは農業農村整備関係についてその数字を拾ってみます。発災 2 か月後の平成 23 年 5 月 12 日に第 1 次の災害査定が始まり、平成 24 年 1 月 31 日に第 28 次の災害査定を終えるまで、次表にもある通り、県全体での災害査定件数は 2, 440 件、災害査定額が農地、農用施設等で約 1, 128 億円にも上りました（国直轄の災害復旧事業などは除く）。三重県での平成 25 年度実績がそれぞれ約 300 件の約 7 億円であったことから、これらを並べてみるだけで比類ない被害であったことが分かるのではないのでしょうか。

また、私が赴任して3か月が過ぎた平成24年6月30日時点で、どれだけの工事が着手されていたかについて次表を眺めると、件数ベースであれば1,003件で41.1%と、全体の約4割で復旧が始まっていることとなります。しかし、金額ベースで見ると約155億円の13.8%と大きく出遅れているのが分かります。これは工事の着手が比較的容易な、例えば団体営のような被害が軽微で工事金額の低い箇所、要はやり易いところからどうしても手を付けざるを得なかったためです。一方、県営のような復旧にお金が掛かるところや設計に時間がかかる場所、協議に時間を要するところなど、津波被害の甚大な農地や海岸ほど着手が難しい実態（金額ベースで数%しか着手できていない）を表しています。被害の爪痕が深く被災者からいち早い復旧が望まれているところほど着手が遅い、これは農業農村整備関係に限らず一般土木などでも共通する課題でした。

○農林水産部所管 農地農業用施設 事業主体・工種別着手率等表(平成24年6月30日時点)

(金額単位:千円)

事業主体・工種別	全体		着手(契約ベース)		着手率	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
県営農地	330	61,657,238	86	3,749,704	26.1%	6.1%
県営農業用施設	980	20,294,251	305	4,644,090	31.1%	22.9%
県営除塩	345	3,780,319	108	1,242,248	31.3%	32.9%
県営海岸	103	18,896,526	8	978,876	7.8%	5.2%
小計(県営)	1,758	104,628,334	507	10,614,918	28.8%	10.1%
団体営農地	20	78,819	18	69,050	90.0%	87.6%
団体営農業用施設	551	2,707,447	401	1,628,446	72.8%	60.1%
団体営除塩	26	116,354	14	83,823	53.8%	72.0%
団体営生活環境(集落排水等)	85	5,268,632	63	3,124,982	74.1%	59.3%
小計(団体営)	682	8,171,252	496	4,906,301	72.7%	60.0%
農地	350	61,736,057	104	3,818,754	29.7%	6.2%
農業用施設	1,531	23,001,698	706	6,272,536	46.1%	27.3%
除塩	371	3,896,673	122	1,326,071	32.9%	34.0%
海岸	103	18,896,526	8	978,876	7.8%	5.2%
生活環境(集落排水等)	85	5,268,632	63	3,124,982	74.1%	59.3%
合計(県営+団体営)	2,440	112,799,586	1,003	15,521,219	41.1%	13.8%

2 被災地での業務概要

(1) 所属部署の業務内容

防災対策班はその名が示す通り、平時においては農業農村整備事業の防災対策と災害復旧に関する県庁業務、予算調整や事業管理、災害査定などを主な担当としておりましたが、今回の震災対応時には農地の除塩事業が加えられ、宮城県における農地等災害復旧を推進する要とも言えるべき部署でした。ここには私も含めた他県からの応援職員が4名と、年度途中での採用者が1名追加されて計10名の編成となり、農村整備課全体としては6班38名という体制で復旧・復興に当たることとなりました。そして当然のことですが、宮城県と三重県では組織体制やその組み立て方、運営方針などが異なり、宮城県の農村整備課は、ハード事業の実施面を強く意識して編成された組織であると感じました。

(2) 担当した業務内容

1の(2)で着手が難しい状態にあったと述べた農地海岸が私の主担当でした。本来はその業務内容をここでは記すべきかもしれませんが、紙面にも限りがあるため、それに代えて農地海岸

や他省庁の所管である建設、漁港、港湾の各海岸にもほぼ共通した、早期復旧を困難とする諸課題について触れることとします。何故ならそれが、私の過ごした一年間の記録でもあると思うからです。

私が赴任した時点で工事着手されていた海岸保全施設は他所管も含め、そのほとんどが応急復旧か被害の極軽微な海岸に限られていました。ではいったい何が復旧着手の遅れに繋がっていたのか。その困難さ加減は順不同として、項目を列挙すれば次のとおりです。

- ① 高さ・・・海岸堤防で一番重要な要素はその高さかと思えます。通常の災害復旧であれば原形の高さに戻るだけなので問題は少ないですが、今回の震災を契機に見直しをかけて新たな復旧高さ（通称：L1高）となる海岸が数多くありました。そのため、被災前より堤防の復旧高さが高くなる地区で地元住民の反対が強く、今もって工事着手できない海岸があると聞きます。
- ② 予算・・・復旧に当たっての予算はそのほとんどを国からの補助金で賄われますが、今回の様な災害復旧にかかる金額が莫大であるにも関わらず、その流れや仕組み、執行は通常の予算と同じです。国も非常時であることを認識してある程度幅を持たせた運用などを認めてくれるところもありましたが、基本原則は変わりません。
- ③ 工法・・・今回の大津波は全ての海岸保全施設を直撃し、被害を受けなかった施設はほとんど無かったとあって良いのですが、これにより海岸保全施設の設計に新たな知見が多くもたらされました。しかし、これを検証して実際の工法として適用するにはどうしても時間が必要となります。
- ④ 変更協議・・・膨大な災害査定件数を限られた期間内で終わらせるために、標準断面方式と呼ばれる査定方法が採用されました。これは単純に言ってしまうと、海岸堤防の標準断面を設定して標準単価を計算し、それに被災延長を掛けて査定金額を算出するという、時間短縮のために編み出された極めて簡便な方法です。しかし、当然これを現地でそのまま施工することは無理な話で、③で挙げた様な工法を採用するなど、査定時から大きな変更が生じれば所管庁や財務省との変更協議が必要となります。ですがこれは容易な作業ではなく、これとは別に他機関との個別事項の協議がある場合も多く、これらに掛かる労力や時間は決して無視できません。
- ⑤ 位置・・・施設の復旧は基本原位置ですが、被災後の現地の状況変化等により、そうといかない場合も多々あります。しかしそうすると、背後地や取り付け位置との調整、用地買収など、途端に困難な状況に直面することになります。
- ⑥ 施工業者・・・海岸保全施設の復旧の多くに作業船は欠かせませんが、これを持っている業者や現に施行箇所稼働できる台船というのは数が非常に限られます。また、これに付随して作業ヤードやバースの確保も重要な調整事項ですが、これらも他の復旧工事で使用されたり、それ自体の復旧工事をしなければならないこともあります。
- ⑦ 資材・・・海岸保全施設の復旧で欠かせない資材の一つにコンクリートがありますが、被災地で行われている膨大な数の復旧工事に対し、これを供給できるプラントの絶対数が足りませんでした。1年間で3回入札を実施したものの、結局入札者が現れなかった工事もあり、これが大きな要因だったと思われれます。また、この様な経緯から緩傾斜断面の海岸堤防を現場打ちコンクリートからコンクリートブロックに変更することで対応しようとしたのですが、

④の変更協議が非常に困難で、私の任期中に認められることありませんでした。

以上が私の見聞きし体験した主だったものですが、ここで記した以外にも多くの難題や対応すべき事象が山積していました。また、問題を複雑にしていた背景や話の前後などをもう少し丁寧に解説すべきなのですが、これ以上は紙幅の都合により割愛させていただくことをご了承ください。

(3) 成果・実績

派遣先が県庁ということもあって、地域事務所での工事の発注・監督と言った様な、何か形として目に見える復旧・復興の成果は特にありませんし、こんな取り組みをしてきました、と数字で語れる実績も残せなかったように思います。それでも何かを挙げるとするなら、地域事務所が工事を発注する手助けができたということくらいでしょうか。1の(2)でも少し触れましたが、私が赴任した平成24年4月1日時点での農地海岸の発注状況は次表のとおりでした。

各年度予算			発注状況		契約率	
年度	地区数	補助対象事業費	地区数	契約金額	地区数	契約金額
平成23年度	36	4,834,400	8	978,876	22.2%	20.2%
平成24年度	-	-	-	-	-	-

国庫補助を受けての災害復旧事業であることから、平成23年度に約48.3億円の予算で国費約46.9億円(補助率97%)の交付決定を受け、36地区の農地海岸に着手することとじていましたが、2の(2)で述べた課題などのため、実際は約2割程度の発注しかできていませんでした。また、赴任して間もなくにあった国からの内示で分かったのは、農地海岸の平成24年度割当が無いということでした。この様なことが何故起こったのか、私がいた席からでは正確なところまでは分かりませんが、とにもかくにも、これでは県の発注計画にとって大きな支障となってしまいます。補助金がなければ計画していた地区の発注が行えない事態になることから、国に対し予算の目間流用を要望することとなりました。しかし、これは国にとって例外中の例外の措置であり、平成23年度予算の契約率が低かったこともあって協議は難航しましたが、何とか平成24年度の国費1.2億円を確保してもらうことができました。また、これとは別途に債務負担行為を起こすことで、複数年度にわたる工期を設定した工事を発注することも可能となり、幾つもの難題を抱えながらも最終的に次表のとおり各地域事務所での工事の発注が行われました。

各年度予算			発注状況		契約率	
年度	地区数	補助対象事業費	地区数	契約金額	地区数	契約金額
平成23年度	36	4,834,400	25	3,489,143	69.4%	72.2%
平成24年度	18	1,237,113	16	1,175,245	88.9%	95.0%
平成25年度債務負担	-	-	-	3,846,302	-	-
計	54	6,071,513	41	8,510,690	-	-

こうして本格的な工事発注が下半期から始まり、私が宮城県から離任する平成24年度末には、全体に対し約4割の復旧工事に着手することとなりました。

農地海岸 災害復旧工事発注状況 : 平成24年度末時点						(金額単位:千円)		
全体			発注状況			契約率		
地区数	事業量(m)	補助対象事業費	地区数	事業量(m)	補助対象事業費	地区数	事業量(m)	補助対象事業費
103	17,721	18,896,526	41	8,428	8,510,690	39.8%	47.6%	45.0%

3 派遣業務を通しての気付き

(1) 県政に生かしたいこと

今回の大震災から学ぶべき教訓は数多くあると思いますが、被害の甚大であった東北三県においては復旧・復興もなお道途上です。よって、そこでの課題や反省、取組や成果などを系統立てて論じることができるのはもう少し先のことでしょうし、そもそも私には土台無理なお話です。ただ、復旧・復興の只中から得られる大小様々な知見にも、行政として今後必ず生かすことのできる大切な道しるべがあると思い、私もこの場で少しだけ書き留めてみることにします。

- ・ どれだけ被災を受けたかの程度によっても異なるのですが、2の(2)で列挙した課題は、今後危惧される災害時においても同様の課題となる恐れがあります。これらを想定してある程度の準備なり関係機関とのコンセンサスを図っておくのは無駄ではないと思います。
- ・ 2の(2)の⑤にも関係する話ですが、各地域事務所と打ち合わせをしている中で、言い方は失礼になりますが、こんな辺鄙なところでも地籍調査がなされているのかと驚かされることが多々ありました。それでも相続や共有地の問題などで用地買収は困難な状況でしたが、境界が確定しなければ、そもそもどこを誰から用地買収すればよいのかが決まりません。地籍調査はとても重要と思います。
- ・ 復旧・復興に伴う膨大な量の業務や課題について少しばかり触れてきましたが、これらに当たる職員の数は他県等からの応援を得たとしても、どうしても限られたものとなります。ここで、せめて計画的、効率的な配置ができればいいのですが、現実はなかなかそうとはいかないものです。けれど、それができなければ復旧・復興というとても困難な取り組みは至る所にボトルネックを容易に発生させ、そこにいる職員の身体や心を蝕むことになるかもしれません。
- ・ これは2の(2)の②にも通じることで、私が派遣職員として一年間を過ごした中で最も強く感じたことですが、未曾有の大災害からの復旧・復興を行うに当たっても、その手続きや仕組み、執行や手順など、通常の行政の作法とほとんど変わりはありません。これは当たり前と言ったら当たり前のことなのですが、いくら特別法が数多く制定され、支援するメニューが豊富に用意されたとしても、基本となる法律や条例などは変わらないのですから、通常では駄目だけれども今回は非常時だから特別に手続きが免除される、などと

いうことはほとんどないのです。

(2) 派遣生活で配慮して欲しいこと

宮城県で過ごした一年間で、何かのニュースや情報を得ようとしたとき一番頼りにしたのはやはりテレビやネットなのですが、その中に三重県の情報が含まれていることはほとんどありませんでした。そんな時、派遣元の所属からメールなどでいただいた三重県に関するニュースや情報は、自分と三重県を繋ぐ絆、と言ったら大袈裟な表現ですが、自分の一つの定点が確認できるとてもありがたいものでした。

(3) 後続の派遣職員へのアドバイス

派遣職員と一口に言ってみても、職種や派遣先などによってその業務や環境が大きく異なるので、子細については割愛させていただきます。ここで書き留めておきたいのは、一年間の任期と、こうして振り返る中で私を感じるに至った、派遣職員としてのある意味心構えとも言うべき何かです。それは、誤解を恐れずに言うなら、派遣職員は被災地の復旧・復興に何ら責任を負うことはできないということ、やがて被災地が享受するは苦杯か美酒か、いずれにせよそれは被災地（の職員）だけが味わえる、あるいは噛み締めねばならない結果で、派遣職員は任期が過ぎれば元の職場へと戻って後の成り行きを見届けることしかできない、だから、派遣職員として自分に与えられた業務以上に過度の重責を感じる必要はないということ、そしてだからこそ、派遣職員という短期間の、行く末に責任を取れない（持てない）人間だからこそ、その時に担える重さもあるということ。

重ねてになりますが、人によって被災地で受けるイメージや執務状況も大きく異なります。自分が置かれた状況の中で、自分ができること、やらねばならないこと、やりたいことを見定めながら、限られた期間の中、派遣職員としての職務を果たしていただけたらと思います。

職員氏名	永田 健
派遣先部署	宮城県仙台地方振興事務所水産漁港部
派遣先での役職名	技師
派遣期間	平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日 (1 年間)



1 派遣時期の被災地の現状

派遣先の仙台地方振興事務所水産漁港部は、塩釜漁港に隣接する高台にあり、日本三景のひとつとして知られる松島のある松島湾に面しています。派遣先である塩釜市周辺は、松島湾の沖側に位置する浦戸諸島の影となり、津波の直接的な被害は比較的少なかったと聞いています。しかし、被害が少なかったとされる塩釜市周辺でも地盤沈下の影響により、私が派遣期間を終了する頃になっても、通勤で使う道路が潮位によっては冠水していたことを覚えています（写真1）。また、私が派遣された当時、被災後1年以上が経過していたため、多くの沿岸部でガレキは撤去されていましたが、何もない更地が広がっており、寂しい印象を受けたことを覚えています（写真2）。



写真1 潮汐による道路冠水の状況



写真2 ガレキが撤去された沿岸部

2 被災地での業務概要

(1) 所属部署の業務内容

仙台地方振興事務所水産漁港部には、漁港管理班、漁業調整班、水産振興班、漁港漁場班の4つの班があり、私が派遣された当時、約30名の職員のうち私を含め3名が他県からの派遣職員でした。

所管する地域は、福島県との県境である山元町から東松島市までの県南部地域であり、海苔養殖産地として有名で、カキやワカメ等の養殖も行われています。津波による管内の水産関係被害は大きく、海上の養殖施設や陸上施設の他、漁船や漁港等の多くに被害があり、私が派遣された当時、水産漁港部の業務の多くが復旧・復興に関する業務となっていました。

(2) 担当した業務内容

私の所属した水産振興班では、水産業普及指導員によるソフト面での復興支援の他、私の担当した共同利用施設への補助事業によるハード面での支援が主な業務となっていました。

担当した補助事業は、水産業の復旧を目的に水産庁が震災後に新設した事業で、漁業者が共同で利用する施設の改修や新設を支援するものでした。震災前の海苔養殖業者の多くは、ほとんどの施設を個人で所有していましたが、震災で生産物と生産施設を同時に失い、経営が大きく悪化したため、震災前のような高額な施設を新たに個人で整備することは難しかったそうです。そこで、水産庁の事業を活用して漁協が海苔加工施設を新設し、海苔養殖業者が利用するという方法がとられていました。海苔加工施設に限らず、同様の方法により他の水産関係の共同利用施設や漁船についても整備が進められていました。

ほぼすべての水産関係施設や漁村が壊滅的な被害を受けているため、携わった業務には以下のような課題がありました。

- ・ 被災した水産関係者・組織の経営は厳しく、行政からの補助があっても自己資金の確保に苦慮していた。
- ・ 水産関係者・組織の多くが被災しており、行政からの支援を受けるための事務処理や事業推進のための人員が不足していた。
- ・ 施設の整備や機器類の購入に関して、施工業者が見つからないことや、人員、資材の不足が多発していた。
- ・ 沿岸部では建設の制限がある場合があり、建設場所の確保が難しいことがあった。

(3) 成果・実績

担当した共同利用施設への補助事業の活用により、建設を予定していた管内19ヶ所の海苔加工施設の稼働が冬期の生産に間に合うとともに（写真3）、海苔養殖業者の努力により、平成24年度の生産量は、震災の影響により大幅に減少した平成23年度生産量に比べて大きく回復することができました。また、同様の補助事業を活用し、漁協が所有する給油施設や冷凍庫、フォークリフトなどの施設や機器類の修繕や購入も進みました。被災された漁業者のなかには、漁業を再開することができずに他業種へ転職された方もいたようで、漁業からの離職を防ぐ意味でも早期に漁業を再開することができる環境を整えることが重要であると感じました。



写真3 新設された海苔加工施設

また、宮城県職員や漁業関係者から一番感謝されたことは、私の任期が1年間と比較的長かったことでした。私が派遣された1年の間にも、他県から3ヶ月や半年の任期で職員が派遣されてくることがありました。短い任期では、関係者と顔見知りになり、地理や業務に慣れたところに任期終了となり、帰還される職員の方も「やっと仕事に慣れた頃に帰るのは心苦しい」と話されて

いました。淡々と業務を進めるのではなく、被災された方の話を聞き、それぞれの事情に配慮した対応を行うことが復興を進める上で重要であると改めて認識しました。

3 派遣業務を通しての気付き

(1) 県政に生かしたいこと

派遣された当時、採用4年目と経験の少なかった私は即戦力として力になれたわけではなく、多忙な業務のなか宮城県の上司や先輩方から親切に指導していただきました。宮城県での1年間で指導していただいたことや、経験させていただいたことを三重県で生かしていかなければいけないとの思いを持ちました。

三重県においても大規模な地震や津波の発生が危惧されていますが、有事の際には職員も被災者になることを想定しておく必要があると感じました。宮城県職員のなかにも、自宅が被災された方がおり、多忙な復興業務に加え、自宅の片づけなどの私生活での作業があり、公私ともに大変苦労された話を伺いました。三重県においても有事の際には、職員個々の事情に配慮した柔軟な人員配置が必要であると感じました。

被災後の県の役割は、通常業務に加えて新たな問題への対応や業務が増えることが想定されるため、起こりうる問題やその対応について、平常時から国や市町と協議しておくことで、被害の低減や早期復興に繋がると感じました。宮城県では、震災後に停電した冷凍庫の大量の魚の処分に対応したことや、私が担当した事業のように、復興を目的とする国の事業が新設され、当初は対応に苦慮された話を聞かせていただきました。

(2) 派遣生活で配慮して欲しいこと

私の場合、三重県からの派遣職員としての前任者がいなかったため、派遣先での生活に関する情報は宮城県の方との数回の電話等のみであり、赴任までの期間を不安に感じていたことを覚えています。長期派遣の場合、派遣先での生活の準備も必要であり、できるだけ詳細な情報があれば不安も低減できると思いました。また、私以降の派遣職員には家電の貸出しも行われたようで、生活準備の負担が軽減されたと聞いています。

(3) 後続の派遣職員へのアドバイス

派遣職員としての生活を終えて、任期の1年間は派遣職員ではなく、宮城県の職員として仕事をしたということ記憶が残っています。後続の派遣職員の方には、応援に行くのではなく、任期中は派遣先の職員として復興業務に取り組むという心構えが必要であると感じました。東北地方の冬は寒く、雪も降るため、日常生活も大変かと思いますが（写真4）、私の場合は宮城県の職員の方々に公私ともにお世話になり、何不自由なく生活することができました。



写真4 雪かき作業の様子

また、宮城県の方々や他県からの派遣職員の方々と一緒に復興業務に携われた経験は、私の財産となり、今後の業務に必ず役立つと感じています。今後、派遣される職員の方にとっても非常に良い経験となると思います。

職員氏名	伊藤 正幸
派遣先部署	岩手県沿岸広域振興局 農林部宮古農林振興センター
派遣先での役職名	主任主査
派遣期間	平成 24 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日 (2 年間)



1 派遣時期の被災地の現状

派遣先の岩手県沿岸広域振興局農林部宮古農林振興センターは、沿岸広域振興局内の宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村、1市2町1村を管内にもち、事務所は宮古市内にあります。

平成 24 年 4 月に宮古農林振興センターで最初に所長から「まだまだ余震が続いています。沿岸の現場では、必ず直ぐに逃げられるように、公用車を駐車してください。」と言われた時は、身の引き締まる思いでした。

管内の山田町は、発災から約 1 カ月後にボランティア活動でおじゃました町ですが、その時からちょうど 1 年が経過していました。

町内は、道路が復旧し、街中のはがれき撤去も進み、津波で流された住宅の基礎部分だけが残った状態になっていましたが、堤防は未だ手付かずの状態、いたる所で壊れたままとなっており、施設の復旧はこれからと感じました。



(沿岸広域振興局管内)



(山田町役場前)



(山田町浦の浜 海岸堤防)

2 被災地での業務概要

(1) 所属部署の業務内容

宮古農林振興センターの復旧復興のための当面の事業は、ハード面の整備であり、土地改良事業による農地や農地海岸保全施設（堤防）の復旧と、災害復旧関連区画整理事業によるほ場整備事業でした。

管内 4 市町村で、農地の復旧（除塩事業を含む）は、約 130ha あり、また農地海岸保全施設（堤防）は 3ヶ所ありますが、そのすべてが復旧の対象となり、そのうち 2ヶ所は全壊でした。

なお、被災農地のうち復旧に併せて小区画や不整形な農地をほ場整備する、農用地災害復旧関連区画整理事業は 2 地区 8 工区を予定していました。

<農地海岸保全施設（堤防）一覧表>

地区名	市町村名	堤防延長	破壊延長	堤防高（TP+）			査定事業費
				現況高①	計画高②	差②-①	
宮古大沢	宮古市	122m	0m	13.70m	14.70m	1.00m	613 百万円
浦の浜	山田町	412m	412m	6.60m	11.60m	5.00m	2,534 百万円
小谷鳥	山田町	362m	362m	8.00m	12.80m	4.80m	2,919 百万円



(山田町小谷鳥地区の全壊した海岸堤防跡)

<農用地災害復旧関連区画整理事業一覧表>

地区名	工区	総事業量	総事業費
宮古地区	接待工区	区画整理 23ha	940 百万円
	田老工区	実施計画	5 百万円
	津軽石・赤前工区	区画整理 13ha	532 百万円
山田地区	豊間根工区	区画整理 40ha	904 百万円
	大沢工区	区画整理 4ha	123 百万円
	織笠工区	区画整理 18ha	953 百万円
	大浦工区	区画整理 6ha	225 百万円
	小谷鳥工区	区画整理 8ha	609 百万円

※山田地区豊間根工区は、中山間地域総合整備事業 74ha を同時施行。

(2) 担当した業務内容

担当した主な業務は、農地海岸保全施設（堤防）の復旧に係る用地買収と農用地災害復旧関連区画整理事業に係る土地改良法の法手続き及び換地業務でした。

それぞれの事業について概要と業務内容について説明します。

① 農地海岸保全施設（堤防）の復旧に係る用地買収

担当は、山田町の浦の浜にある農地海岸保全施設（堤防）でした。

当該堤防は、従前の堤防とそれに隣接する町道を一体とする、道路併用型海岸堤防としての復旧です。

事業費（堤防部分） 2,534 百万円

堤防延長 412m

堤防高 11.6m

（現況 6.6m）

担当した業務内容は、土地の所有者調査、境界立会い、事業に必要な用地の買収単価の決定、用地交渉・契約・登記までの一連の事務でした。

当該地区は、津波で境界杭の多くが流されましたが、国土調査が実施されていたため、境界立会いは、国土調査のデータを基に復元した境界杭による境界の確認となりました。

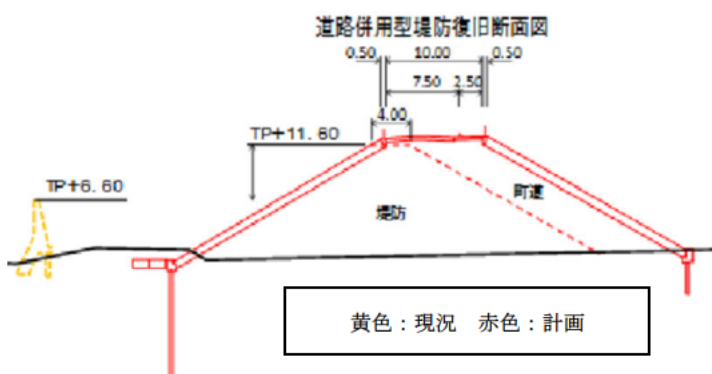
地権者も国土調査のデータを基にした境界の確認ということで、境界立会いで揉めることはありませんでした。

また、遠方に住んでいる等の理由で現地での確認ができない地権者には、復元した杭と境界の分かる写真を送付し、写真で確認していただき、了解を得ることができました。

このため、境界の確定は、大変スムーズに進んだことを記憶しています。

用地買収に当たっては、山田町の事業が隣接地で施行されるため、買収単価や不動産売買に係る取得税控除の関係で山田町用地課と情報交換や連携を密に進めました。

また、当該堤防に町道を併用することにより増加する用地は、山田町が買収することとなり、一部の地権者に対しては、山田町用地課職員と一緒に用地交渉を行いました。



(山田町浦の浜地区の破壊した海岸堤防)



(山田町浦の浜の破壊された海岸堤防（黄色枠内）と隣接する町道）

② 農用地災害復旧関連区画整理事業に係る土地改良法の法手続き及び換地業務
主に携わった箇所は、山田地区のうち織笠工区と豊間根工区の2工区でした。

<織笠工区>

事業費 953 百万円
事業内容 区画整理 18ha
集落道整備 920m

<豊間根工区>

(中山間地域総合整備事業を含む)

事業費 2,116 百万円
事業内容 区画整理 114ha

担当した業務内容は、法手続きと換地手続き全般でした。



(山田地区織笠工区の被災した田)

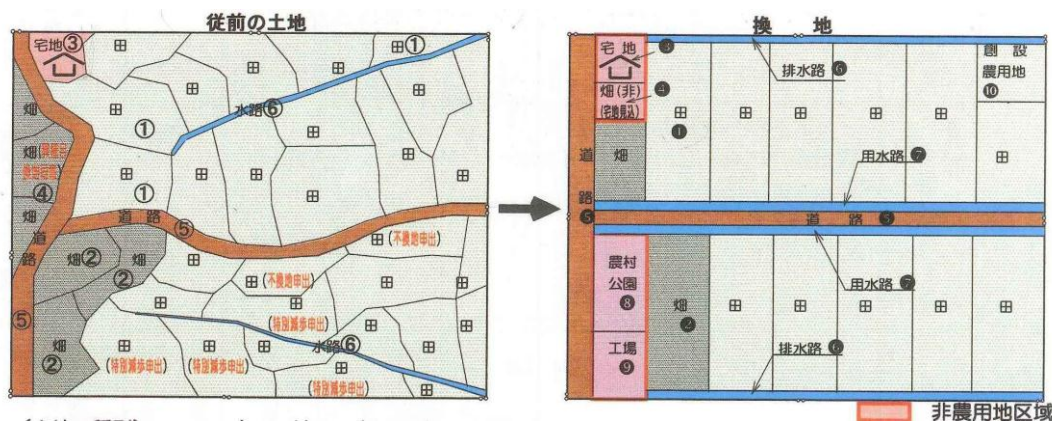
土地改良事業では、その事業を施行するにあたり、土地改良法に基づく事業の申請から確定までの手続きが必要で、一般的に「法手続き」と呼んでいます。

また、ほ場整備に伴い工事前の散らばった土地を、工事後の新しい土地としてまとめて割り当てる行為または、工事後の新しく割り当てられた土地のことを「換地」といいます。

なお、換地業務は、工事前の土地（従前の土地）の調査から始まり、従前の土地とそれに対応して配分された換地を、法律上同一のものとみなし、従前の土地に設定されていた権利関係を土地の変更と同時に一挙にうつす換地処分を登記することで終了します。

なお、換地処分登記は全ての工事が完了した後となります。

<ほ場整備及び換地のイメージ>



「図解 換地計画の手引」全国土地改良事業団体連合会より

(3) 成果・実績

① 農地海岸保全施設（堤防）の復旧に係る用地買収

浦の浜にある農地海岸保全施設（堤防）は、境界立会いが完了し、個人所有の土地については、一部を除いて用地買収が終了し、所有権移転登記も完了しました。

しかし買収する用地の中には、山田町が国庫補助事業で取得した土地があり、山田町の土地を堤防用地として買収するに当たっては、山田町は国庫補助金返還が発生する可能性があります。

した。

国庫補助金返還の協議に時間を要することが予想されたため、山田町所有の土地については、買収を保留としました。

用地交渉に当たっては、交渉に長時間を要した場合もありましたが、地元を守るための堤防であることから皆様に快諾いただき、用地交渉が直接の原因で事業が遅れることはありませんでした。

なお、当該事業に係る工事は平成 26 年 1 月から本格的に稼働しています。

② 農用地災害復旧関連区画整理事業に係る土地改良法の法手続き及び換地業務

織笠工区と豊間根工区の 2 工区については、法手続きは完了しました。

換地業務については、現地で事業施行範囲を決定するための境界の立会いを行いました。

また、関係者を対象にした地元説明会やアンケート調査を実施し、その後工事後の農地を誰にどれだけの広さを割り当てるかの素案（換地計画原案）を作成しました。

特に豊間根工区においては、農家の代表者である山田町土地改良区の役員と一緒に換地業務を進めるため、役員を対象にした換地業務に関する勉強会を、必要に応じて開催しました。

役員との打ち合わせは、良いものを作り上げていくとのお互いの思いから、熱のこもった打ち合わせが連日夜遅くまで続いた時期もあり、また役員は年末年始も返上で大変熱心に換地業務に取り組んでいただきました。

織笠工区については平成 24 年度から嵩上げ工事が始まり、平成 26 年度から一部の農地で営農が再開できるようになりました。

豊間根工区では、平成 26 年度から工事が始まっています。



(山田町土地改良区役員との打合せ)

3 派遣業務を通しての気付き

(1) 県政に生かしたいこと

- ・ 境界立会いで強く感じたことは、国土調査が行われていることがいかに大切であるかということです。国土調査実施地区においては、津波の被害により境界がはっきりしない箇所であっても、国土調査のデータを基にした境界の復元であれば地権者の同意は得やすく、予想以上にスムーズな境界確定ができました。三重県においては、国土調査の実施率が極めて低く、有事の際には事業開始に必要な境界の確定で手間取り、事業が遅延する恐れがあります。
- ・ また、赴任して実務を進める中で感じたことは、三重県で行っている業務の進め方が必ずしも一般的とは限らないということです。岩手県においては、業務の一部ではありましたが、マニュアル書が用意されており、岩手県の業務の進め方が分かり大変参考になりました。三重県も他県からの応援を求める場合には、三重県の業務の進め方や、三重県方式を派遣職員に理解していただく必要があり、このためには各業務のマニュアル書は必要不可欠です。

(2) 派遣生活で配慮して欲しいこと

- ・ 三重県から被災地へ毎年度 10 名弱の職員が派遣されていますが、派遣職員相互の情報がなく、また被災地での苦労を共有する場も無いため、できれば早い時期に派遣職員が集まって情報交換できる場を設けていただければ、何かと心強いと思います。
- ・ 三重県から年に数回、視察に来ていただきますが、時には担当者レベルで現地での課題などを一緒に考えていただける場があれば、派遣職員だけでなく視察に行く職員にとっても良い経験になると思います。
- ・ また、赴任して初めて知ることも多く、事前に前任者等から詳細な情報を得る機会や赴任前に一度派遣先を訪問できれば、被災地での業務や生活に関する不安が軽減できると思います。

(3) 後続の派遣職員へのアドバイス

- ・ 岩手県では土地改良事業に携わる派遣職員を対象に、年度初めと年度末の年 2 回、本庁主催の研修会がありました。研修会の意見交換会では、派遣職員から困ったこととして、言葉が違うことと冬の寒さが挙げられました。
- ・ 岩手県は、北は南部藩、南は仙台藩で言葉が違い、また沿岸部と内陸部でも言葉が違うとのことですが、2 年間ではその違いは分かりませんでした。特に赴任当初は、お年を召した地元の人とお話すると、何を話しているのかまるで分かりませんでした。このため必ず岩手県の職員に同行していただくことが続きました。
- ・ 沿岸部は内陸部に比べれば雪は少なく、過ごしやすいのことでしたが、夏は午後からやませが吹くと非常に寒く、また冬は残業して仮設住宅の自宅へ帰ると室温が氷点下の日がたびたびありました。
- ・ 休日などを利用して、他の地域まで足を延ばすことも良いと思います。リアス式海岸の続く岩手県と仙台平野の海岸線が続く宮城県では海岸線の景色も違いますので、派遣先とはまた違った光景が見られると思います。平成 25 年度には、事務所の派遣職員でツアーを組んで岩手県から宮城県まで被災地を見て回り、それぞれの地域での復旧・復興の進み方の違いを感じました。また、東北の夏祭りツアーも企画して東北各地を回り、楽しい思い出もたくさん作ることができました。
- ・ また、地元のイベント等にも積極的に参加することで、地元住民とのつながりが広がり、業務だけでは気づかない、貴重な経験をすることもできると思います。平成 25 年度には宮古市で開催された全国竹とんぼ競技大会に派遣職数名とスタッフとして参加しました。



(宮城県千年希望の丘)



(第 31 回全国竹とんぼ競技大会)

職員氏名	長島 弘和
派遣先部署	宮城県東部土木事務所
派遣先での役職名	主幹
派遣期間	平成 24 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日 (2 年間)



1 派遣時期の被災地の現状

私が派遣された東部土木事務所は仙台市から東に 50 km のところにあります。石巻市の中心地であり単独の建物です。被災時は、約 1 m ほど津波で水没したようですが、私が、赴任したときはすっかり街としては回復していました。ただ、東松島市沿岸部、女川町沿岸部においては、まだまだ瓦礫の山で悪臭が漂っていて、いかに大きな被害だったか想像できました。

また、石巻市内の住宅は、相当浸水し大勢の住民が仮設住宅に住んでおられました。

これから、何年かかって元の街並みになっていくのか大変な所に来たなどの第一印象を受けました。

それから、気温の差はやはり思っていた以上でした。4 月上旬でも小雪が散ったりしていて、三重では桜が咲き終わっているのに、ここ石巻ではこれからです。なんにもない被災地での荒れはれた地において北風は通常より、なおいっそうの寒さを感じました。

2 被災地での業務概要

(1) 所属部署の業務内容

道路・河川・海岸の復旧事業を担当する部署（土木事務所）で、私は、東松島市内の河川・海岸に係る用地取得事務を担当していました。

災害前は、用地班数名で業務を行っていましたが、平成 24 年から本格的に用地取得業務が始まることから、派遣職員 6 人プラス宮城県職員 6 人でスタートしました。

業務別には、通常業務は、宮城県職員担当で、派遣職員は災害復旧道路班と災害復旧河川班に分かれて、業務を行いました。

1 年目を振り返ると、石巻女川バイパスの用地交渉と、鱈ヶ淵海岸の用地交渉、あとは、定川の境界確認でした。

2 年目は、定川・南北上運河・北北上運河の境界立ち会いと用地交渉が中心でした。



北北上運河の全景



定川の左岸基礎工事



被災した定川大橋の全景



定川の工事途中の築堤

(2) 担当した業務内容

用地業務は基本的には、境界確認から始まり確定図の押印、取得用地の面積確定後交渉となっていくります。

私は、河川改修工事を担当していましたが、買収計画ラインが決まれば交渉に入っていました。道路担当は、なかなか計画が決まらず進まない状態が続きました。

赴任当初の約半年は設計も決まらず、なかなか現地の調査に入ることができなかったため時間だけが過ぎていくだけで、予想される改修工事を念頭に、現地土地所有者の調べ・所有者の生存確認を行いました。

秋口から、やっと計画設計が決まりつつあり、まずは境界確認業務が行われるようになってきました。当日境界確認に来ていただけるといいのですが、連絡もなく欠席の方がいたり、境界の位置がおかしいなどスムーズにはいかないことが多々ありました。

欠席の方には、後日日程調整を行い確認作業を進めていきました。今回、もう一つ大変なことが、確認後測量図面に各所有者から再度確認印をいただかなくてはならないことです。これは、宮城県の地方ルールです。

土地が買収される所有者は、スムーズに印をいただけますが、隣接者は、なかなか確認印まで押していただけなくて、大変な時間を要しました。

次の作業が買収土地の値段です。宅地、雑種地、畑、田、市街地調整地域などを、いろいろ精査して、単価を出していくのですが、震災前の土地の金額があるので理解していただくのに大変でした。そして、仕事を進めていく内にまたしても大きな問題が分かってきました。

それは、昔定川は、国の管理で宮城県に管理を移管されましたが、登記業務がされず今日まで来たことです。(川の堤は埋め立てた堤で、公図上は川になっている。) このことによつて、未登記の箇所については、国の担当者により境界確認をしていただかないといけなくなりました。工事延長が長い上に未登記困難地が長年放置され、震災復興の工事において、足かせになっているのです。

また今回の震災復興において、宮城県職員で対応する人数が少なく、用地経験がない職員や期間限定職員採用による業務対応がありました。派遣職員は、やはり最後の判断は、宮城県職員に委ねることになります。

私の場合、2年間という期間でしたのでなんとか一定の契約がとれましたが、事業の途中での担当者の交代となると地権者の方も困ることになります。

そのためにも、やはり日頃からの仕事内容を宮城県職員と共有していくことを心がけていくことが大切と考えます。

(2) 成果・実績

東松島市管内の河川改修工事では、定川・北北上運河・南北上運河について、民地の買収は、90%の契約を達成しました。

ただし、農政局の土地の保管転換、東松島市の赤道・青道の保管転換、防衛省の土地の保管転換などが残っています。

今回2年間の派遣期間がありましたので、何とか地権者にも理解していただき交渉ができました。毎年毎年交渉相手が変わると交渉も進まない可能性があり、地権者も毎年交渉の担当が変わると戸惑うと予測されます。

緊急を要する仕事なので、もう少し経験のあるプロパー職員の配置と、プロパー職員と派遣職員とのコミュニケーションを強化できるともっと効率的に仕事が進むと感じました。

3 派遣業務を通しての気付き

(1) 県政に生かしたいこと

復興計画を早く立案し、地元の説明することです。今回私の案件であれば、被災し支援金・自己資金などで、被災した家屋を修理したが河川改修において、移転していただく家屋が数軒ありました。地権者から、もっと早く情報があれば直さないかあるいは最低限の修理にしておいたのにとという声が相当ありました。

決まってからの説明より、今後の方向がおおむね決まったら素早く住民説明をしていくことが大切だと感じました。

また、復興業務に従事する職員ですが、やはりまず地元をよく知った職員の配置と、経験豊かな職員の対応が必要です。被災者の方は、早く仮設住宅でなく自分の家に住みたいと願っています。それとやはり遅くなると、仙台方面に移転される方が多く見受けられます。復興事業はやはりスピードが大切と感じます。そのための組織体制が重要です。

最後に、まだまだ復興の道のりは長いと思いますが、東部土木事務所の皆様におかれましては、体に気をつけて頑張ってください。

(2) 派遣生活で配慮して欲しいこと

派遣前に、現地の情報がない中行くのが心寂しいので、先発隊などの情報を集約して教えていくことが必要だと思います。(ネットワーク作り)

また、派遣期間中の三重県の情報などレター通信とか、報告会などを定期的に行うことも検討してもらいたいと思います。

そして、現在所管する組織がばらばらですので、派遣職員を管理する組織を定めてほしいです。

(3) 後続の派遣職員へのアドバイス

まず、宮城県の沿岸部は風が強い地域です。

夏は、三重に比べ比較的過ごしやすいですが、冬はとても寒く1年目の冬は、大変でした。

また、道路の改良・整備があまり進んでいない上、朝夕の市内の渋滞混雑は大変です。

それと、やはり人間関係です。慣れない地で仕事をしていくので、仲間づくりが大切です。

一人で悩まないことです。分からないことがあれば相談して早く解決することがなによりです。



平成25年度派遣職員

職員氏名	西久保 典宏
派遣先部署	宮城県農林水産部漁港復興推進室
派遣先での役職名	主任主査
派遣期間	平成 24 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日 (2 年間)



1 派遣時期の被災地の現状

私は、宮城県の海岸部からやや内陸に入った仙台市の中心部に位置する宮城県庁の漁港復興推進室に派遣されました。

宮城県庁がある仙台市の中心部は、沿岸部から 10 km 以上離れており、また、標高も 40 m 以上あります。私が派遣された平成 24 年 4 月には、震災から 1 年が経過しており、その状況は、右の写真のとおりで、主だった目に見えてわかる地震の被害は、さほど見受けられませんでした。しかし、津波の影響を受けた太平洋沿岸部では、震災から約 1 年を経過してもなお、倒壊家屋の放置、ガレキの散乱と、目に見える形での復旧がなかなか進んでいない状況が、漁港の被災現場に向かう途中のいたるところで見受けられ、改めて津波被害の大きさを認識しました。



仙台市内の状況



赴任当時の状況（石巻市沿岸部）



赴任当時の状況（女川漁港）



赴任当時の状況（石巻漁港）



赴任当時の状況（気仙沼漁港）

2 被災地での業務概要

(1) 所属部署の業務内容と体制

私が配属された漁港復興推進室は、漁港の整備を担う部署で、所属する漁港整備班では、漁港の災害復旧業務に係る事務を担当していました。

通常時における漁港の整備に係る事務については、班長以下、宮城県の職員4名で行っており、災害復旧業務に係る国庫補助事務については土木職の職員が1名、兼務で担当していました。

東日本大震災による災害復旧業務や災害復興業務に係る業務が膨大になったことから、段階的に派遣職員2名を含む8名の職員を増員し、①通常業務と災害復興業務を行う復興推進班4名、②漁港の災害復旧業務を行う漁港整備班4名、③漁港海岸の災害復旧業務を行う海岸整備班4名の3班12名体制で業務を行いました。

災害復旧業務としては、派遣当時の担当3名から5名増員し、漁港と海岸を分けて2班8名体制となりましたが、それでも甚大な被害の規模からすると人員が足りず、少ない班員で被災状況、復旧内容、進捗状況等を把握せざるをえず、また人員が増強されたことにより執務室が手狭な状況でした。



職場の状況

(2) 担当した業務内容

私が担当した業務は、漁港災害復旧の予算管理、工事発注業務、設計書の審査、水産庁や市町などの関係機関との協議・調整といった業務でこれらを担当3人で分担して行っていました。

予算の管理については、1年目は、漁港、海岸両方の約1400件、査定決定額約2,500億の災害を、担当の3人で、水産庁と東北財務局が行う再調査や、成功認定（補助金の完了検査）の対応にあたりました。現在は漁港、海岸それぞれに担当がわかれています。

工事の発注業務では、金額が3億円以上の本庁発注案件について、設計積算内容の審査、債務の設定、工事公告時の入札参加者からの質疑対応、契約手続きなど発注業務全般を行いました。本庁での工事発注の頻度は、隔月に1回程度で、1回の発注で平均10件程度だったと思います。入札参加者は、全国から応募がありました。復旧工事の発注がやっと本格的にはじまった時期でもあったため、入札参加者からの質問が1件の工事につき多いもので100件以上あり、またその回答を3日以内にする事となっていたことから、宮城県自体の工事の決まり事が分からないこともあって、対応に非常に苦慮しました。しかし、工事発注が進み、発注件数が増えるにつれて、入札参加者も工事の内容を把握したのか質問の数は、だんだん減っていききました。

関係機関との協議・調整の主な内容は、計画変更の対応でした。災害査定の際の簡易な設計から、詳細な現地調査をふまえて実施設計を行った結果、計画変更の要件に該当するものに

ついて、発注機関からの申請を審査し、水産庁と協議を行うという内容です。災害復旧の最前線である発注機関の業務を減らすため、2、3ヶ月に1回、各事務所、市町をまわり、設計変更の内容の聞き取りや、市町からの災害復旧にあたっての相談に対して助言・指導等を行いました。

また、漁場の復旧については、宮城県では、近年、漁場の整備にかかる事業を行っていなかったため、漁場整備の経験がある担当者が少なかったことから、私が前職場で担当していた漁場整備の経験を生かし、干潟造成3地区、魚礁設置1地区、漁場浚渫1地区の測量設計業務を担当した他、事業実施に向けての事業調整等を宮城県の漁場担当者と共に行いました。

(3) 成果・実績

漁港施設の復旧工事については、当初、平成27年度までの5ヶ年での完了を目標に進めていましたが、漁港整備事業では、資材不足や入札不調により工事の発注が遅れたこと、また、防潮堤事業では、メディアでも多く取り上げられたとおり、防潮堤の高さについて人命や財産を守るために高さを確保したい行政側と、震災前のように海の見える暮らしを望む一部の地元住民との間での合意形成や他事業との調整に時間を要したことから、完了時期を2年間延長し、平成29年度までとなりました。

私が担当した漁港の整備については、震災から丸3年たった平成26年3月末時点で、査定決定額1370億円のうち、約8割の工事が発注され、復旧工事が本格化しています。今後は、早期復旧に向けて、事業調整に時間を要している防潮堤事業の進捗をいかに上げていくかが課題だと思います。

また、漁場の復旧については、復旧計画があった5地区のうち、平成25年度に4地区で工事着手するとともに、魚礁復旧工事の平磯・藤浜地区では、平成25年度末に復旧が完了しました。



復旧状況（女川漁港）



復旧状況（石巻漁港）



復旧状況（気仙沼漁港）



復旧状況（漁場造成）



復旧状況（干潟造成）

3 派遣業務を通しての気付き

(1) 県政に生かしたいこと

① ハードだけでは現実的でない津波対策

被災地での災害復旧に携わり感じたことは、津波を食い止めるための防潮堤の整備は本当に必要だと思いますが、それだけではなく人々の暮らし、周囲の景観や環境、建設費用など様々な条件から、あのような大災害を防げる施設は建設できないということを実感しました。ハード事業だけでなく地震が来たら直ぐ逃げる意識付けが大切だと思います。そのためには、避難路の整備を行い、防災訓練を実施することで避難時の問題点を検証し、より効率的な避難ができるような訓練を繰り返し行うことが必要だと思います。

② 人とのつながり、ネットワーク

派遣先の宮城県や県内の市町には、全国から多くの職員が派遣されていました。一緒に業務を行う中で、お互いに気づいたことは、各県それぞれで業務の進め方に違いがあるということです。三重県の方が良いところもあれば、他県の方が良いところもありそれぞれを参考にすれば、業務効率が良くなると思います。また、他県の多くの同職種の方々と短くて3ヶ月間、長くて2年間、一緒に仕事をする中で、派遣後も連絡の取れる人とのつながりができました。そのような人材のネットワークを県政に生かせないかと考えています。

③ 部局を跨いだ派遣について

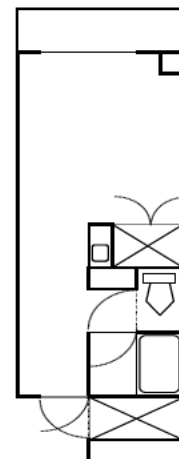
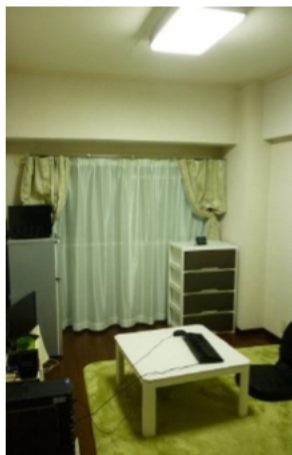
私が配属された漁港整備の分野は、どの県も水産土木という職種がなく、土木職か農業土木職の職員が担当しています。今回の震災では、各県とも水産土木を担当する部署から人員を割り、漁港整備にあたる職員を派遣しています。水産の分野は、土木や農業土木に比べてどの県も規模が小さいことから自ずと派遣できる人数も少なくなってしまう。そのようなことから、私が派遣された宮城県では、必要人数を確保することが厳しい状況でした。あらゆる施設が被害を受けた今回の震災のような大災害においては、派遣先の分野を問わず、派遣できるような仕組みを作る必要があると思います。

(2) 派遣生活で配慮して欲しいこと

年に数回、県幹部の訪問があったり、視察への同行をさせてもらったりすることがありましたが、やはり同郷の方と話をしたり食事をするような機会があるのは大変心強く感じました。幹部以外の職員も、被災地付近への出張がある場合などは、面会や食事を共にできるような機会を積極的に設けるようにして欲しいです。

(3) 後続の派遣職員へのアドバイス

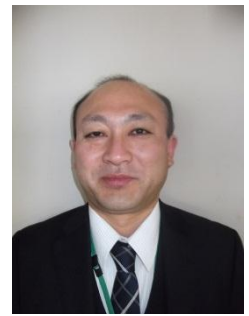
- 寒さ対策についてですが、宮城県の職員寮は、標高が100mくらいあり、仙台市中心部よりかなり寒く、最高気温がマイナスという日もありました。このような日は窓からの冷気で部屋がものすごく冷えます。対策としては、窓用の透明な断熱シートがあるので、それを貼ると冷気を多少は防ぐことができます。それと併せて、ストーブの熱をコタツに送るための2mくらいのジャバラの筒が売っているので、これを使ってストーブをつけると同時にコタツも暖まり電気代はかからないし一石二鳥です。どちらも宮城県内のホームセンターでは必ず売っています。



入居していた職員寮

- 各県とも派遣期間がまちまちなこともあり、歓送迎会などの親睦会が多くありました。それに加えて、宮城県が主催する派遣職員を対象にした交流会や、同じ職種での集まりなど、各県の職員との交流の機会が多くあります。そのような場に積極的に参加し仲間を作ることによって派遣終了後にも情報交換を行えるような人脈ができると思います。また、ほとんどが単身赴任者なので、余暇についても、気のあった派遣職員同士で東北観光など気分転換をして、日頃の激務でのストレスや被災地に行くとうとう鬱ぎがちになる気分を転換することで自分の健康管理をしていくことも必要だと思います。

職員氏名	春日井 忍
派遣先部署	岩手県環境生活部廃棄物特別対策室
派遣先での役職名	主査
派遣期間	平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日 (1 年間)



1 派遣時期の被災地の現状

派遣された時期（平成 25 年 4 月）は、東日本大震災から約 2 年が経過していたことから、現地では災害廃棄物処理が軌道に乗っているのではないかと少しは期待していました。

しかし、沿岸市町村の状況を見ると、災害廃棄物の仮置場への搬入が終了していなかったり、処理方法も決定していない処理困難廃棄物が存在するなど、目標とした処理期限までの残り 1 年間で処理できるのかといった状況でした。



災害廃棄物処理の状況

2 被災地での業務概要

(1) 所属部署の業務内容

廃棄物特別対策室は、岩手県が災害廃棄物処理のため時限的に設置した部署で、4 つの班（企画班、契約班、J V 班、処理技術班）で構成されており、私は化学技師であることも考慮され、処理技術班に配属されました。

各班の業務概要としては、企画班は全体の進捗管理や広域処理先との調整等を、契約班は予算管理と補助金対応等を、J V 班は岩手県が市町村から災害廃棄物処理事務を受託した 4 地区の施工監理等を、処理技術班は処理困難廃棄物の処理や再生資材の品質管理・調整等を行っていました。

なお、同時期に他自治体からも派遣された方々があり、福岡県、福岡市及び新潟市が各 1 名、名古屋市が 2 名の合計 5 名が、それぞれの班に配属されました。

岩手県 廃棄物特別対策室（平成 25 年度）

- ・ 室長
- ・ 課長
- ・ 特命課長 2 名
- ・ 担当 16 名（うち派遣職員 6 名）
（企画班 4 名、契約班 4 名、J V 班 4 名、処理技術班 4 名）

(2) 担当した業務内容

- 前半時期においては、仮置場に災害廃棄物を保管したことに伴う土壤汚染の有無を調査し、土地返還を行うルール作りに主として従事しました。

市町村では、大量に生じた災害廃棄物や津波堆積物を居住地域、道路、農地などから除去し、保管するための仮置場を多数設置していました。

それらの土地は、公有地を優先的に使用しましたが、不足する場合には民有地も賃借したことから、返還時の汚染除去をめぐるトラブルにもなっていました。

国では、仮置場の使用によって土壤汚染が生じた場合には、その対処に財源措置を行うこととされ、確認方法の確立や汚染が自然由来でないことを証明することが必要になりました。

しかし、発災時の混乱時期にあらかじめ比較対象となる土地の土壤分析等を実施していることは少ないため、周囲の土地と比較するなどの対応を行っていました。



仮置場

- 後半時期は、P C Bを含んだ電気機器、引火性廃油、肥料、高圧ガスボンベなど処理困難廃棄物の処理に携わりました。

災害廃棄物の処理にあたっては、腐敗性のある魚や火災発生の可能性のある可燃性廃棄物などを優先的に処理していたことから、処理困難廃棄物は後回しになっていました。

また、災害廃棄物の中から分別に伴って新たな処理困難物が発見されることも頻繁にありました。

被災から3年という国からの財源措置の期限が迫るなか、放射性物質による汚染の懸念に対する住民理解が進まず、いかに最短の期間で処理を進めるか、考えられる限りの手段と方法を駆使して処理しました。



廃P C B電気機器



高圧ガスボンベ

(3) 成果・実績

- ・ 自身が従事した処理困難廃棄物の処理は、平成26年3月中旬までになんとか終了することができ、与えられた役割を果たすことができたことについて、関係者の御理解と御協力に感謝しています。

また、土地の返還要領については、被災地の立場に寄り添ったものとしてほしい考えもありますが、財務省が根拠のないものに財源を支出することを認めないことから、住民の一部には負担を残す形にならざるを得なかったものと理解しています。



(処理前)



(処理後)

3 派遣業務を通しての気づき

(1) 県政に生かしたいこと

- ・ 三重県では南海トラフ地震等の発生が想定されており、被災地でどのように災害廃棄物処理を進めるのかを体験できたことで、今後、当県で発災した場合には、災害廃棄物処理に役立てたいと考えています。
- ・ 発災後は、通常時とは異なり数多くの課題に対し、適確な判断を即座に行わなければなりません。



取材状況

それらの実務を担うことができる職員の育成や、事前の対策として、処理施設の設置を想定した場所・規格等の準備も進めていかなければなりません。

(2) 派遣生活で配慮して欲しいこと

- ・ 派遣に伴う様々な不都合や不便は、覚悟していったため、受け入れるべきと考えていますが、三重県での住居が賃貸の場合は、持ち家の方と異なり単身赴任が認められないといった制度や、岩手県にいるのに三重県の住民票を事後確認のため提出させるなどの煩雑な事務手続きは、可能な限り改めてもらいたいと考えています。

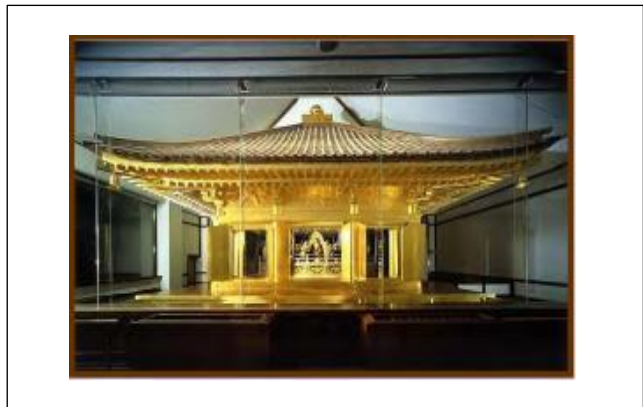


岩手県沿岸部の被災地

- ・ 三重県から、公務に限らず自費でも多数の方々が立ち寄っていただき、お会いできたことは励みにもなりますし、心を強く維持できることに繋がりました。

(3) 後続の派遣職員へのアドバイス

- ・ 一人の職員であっても、「三重県」の看板を背負っている重責があり、配属先を含め、業務で関係した方々もそのように捉えている方々が多いように見受けられました。
- ・ 派遣先では通常業務の代替として配置された派遣職員もいますが、基本的には第一線で対応できる人材を求めています。
被災地を助けたいという想いだけで応募したものの、知識や経験の不足等により、現地で挫折している派遣職員も見られます。
現地で必要とされている事項を的確に捉えたうえで、何をすべきかを考えて頑張りたいと思います。



中尊寺金色堂

三陸復興

職員氏名	清水 康弘
派遣先部署	宮城県仙台地方振興事務所
派遣先での役職名	主幹
派遣期間	平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日 (1 年間)



1 派遣時期の被災地の現状

派遣されたのは震災から丸 2 年が経過した時でした。宮城県の沿岸域では、どの地区でも少なからず津波の被害を受けていますが、その地区が位置する湾の形状、湾口の向き、土地の高さなどの違いによって、被害の程度は大きく異なっています。

派遣先の仙台地方振興事務所の管轄である、宮城県中部から南部地域をみてみますと、塩釜市は宮城県有数の塩釜漁港があるところですが、日本三景の松島の島々が防波堤となって守ってくれたおかげで、建物が倒壊、流出することは少なく、被害は比較的少なかったそうです。しかし、外海に面した名取市閑上地区、七ヶ浜町、東松島市などでは、津波の被害は甚大で、派遣当時は、建物の基礎部分だけが残った土地が数多くみられました。

また東松島市の東名地区では地盤沈下によって土地の高さが低下し、沿岸近くでは、宅地や農地に海水が浸水して、いつまでたっても水が引かない状態となっていました。陸上の瓦礫に関しては、収集がほぼ完了しており、放置された瓦礫等は、ほとんど見られませんでした。



名取市閑上漁港の復旧の様子（H25 年 4 月）



浸水した農地



被災した家

東松島市の東名地区の様子（平成 25 年 9 月）

2 被災地での業務概要

(1) 所属部署の業務内容

所属部署では水産振興（技術の指導・普及、資源、加工関連）や漁業の許認可、漁港の維持管理等を行っています。

事務所の建物は、宮城県有数の漁港である塩釜漁港の港内にある小高い丘の上にあり、周囲の魚市場や道路、市街地が津波によって被害を受ける中、被害はほとんどありませんでした。そのこともあって、震災時は、事務所の建物が避難所となり、数か月にわたって、被災した近所の方々が寝泊まりしていたそうです。



(2) 担当した業務内容

担当した業務内容は、主に養殖施設の復旧に関する補助事業の事務処理です。

宮城県中部から南部にかけては、黒ノリ、カキ、ワカメ等の養殖が盛んなのですが、これらの養殖に必要な、筏、ロープ、倉庫、加工施設、器具等が津波によって一度に失われました。そこで、国と県が、養殖業を再開する業者に対して、施設整備等に必要となる費用のうち、国が6分の4、県が6分の1を補助する事業を担当しました。

この補助を受けるには「原型復旧」と「施設の共同利用」が大原則となっており、元々所有していた施設の規模、能力と比較して±10%以内であること、整備する施設を効率的に使ってもらうため、3経営体以上で共同利用を行うことが条件でした。ただし、施設の共同利用に関しては、黒ノリ等の養殖業者にとっては、これまで個々の施設で行っていたこともあり、かなり戸惑いがあったようです。

一方、養殖以外にも使える軽トラ、プレハブ倉庫等は、目的外使用の可能性があると補助対象にはなりませんでしたが、でも実際それでは困るということで、クロネコヤマトのヤマト運輸(株)の寄付を財源にした県の補助事業では、それらも補助の対象となり整備することができました。多くの養殖業者が、このクロネコの事業のおかげでずいぶん助かったと思います。



復旧したカキ処理場（東松島市 東名地区）



復旧した黒ノリ加工施設（名取市 亘理地区）



復旧した漁具倉庫（七ヶ浜町）

（３）成果・実績

事業実施状況については、被災当時の平成23年度に申請が103件、金額が約64億3千万円と、件数も金額も多かったのですが、24年度には25件で5億6千万円、25年度は17件で2億円と、件数、金額ともに少なくなっており、事業実施率（要望に対して完了した割合）も、平成23年度分については100%、平成24年度は82.0%と、多くの養殖施設が復旧していました。

ただし、これらの数字は管轄内である宮城県の南部地域に限ってのことで、北中部地域では、被害が大きかったことや、資材・人手不足によるかさ上げ工事等の遅れから、平成H26年度以降に着手する事業も多く、復旧はまだこれからといった状況でした。

表 年度別の施設復旧の申請件数と実施率

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度以降
申請件数	103	25	17	4
金額 (百万円)	6,428	561	200	626
実施件数	103	24	11	-
金額 (百万円)	6,428	460	53	-
実施率 (% 金額)	100	82.0	26.5	-

* H26年3月現在。H26年度は予定

3 派遣業務を通しての気付き

（１）県政に生かしたいこと

被災地から得られた教訓として、宮城県では、漁船、施設、機器類等の管理・運営状況に関する、資料は出先機関や漁協で保管していたのですが、それが津波で流されてしまい、施設そのものが存在していたことさえ証明するのが難しい状況でした。ですので、補助事業で申請するときに、以前所有していた建物の規模、能力を証明するのに必要な書類を用意することができずに苦労した例がいくつもありました。

有事の際は三重県でも同じ状況になる可能性が考えられますので、これらの資料の存在を再度

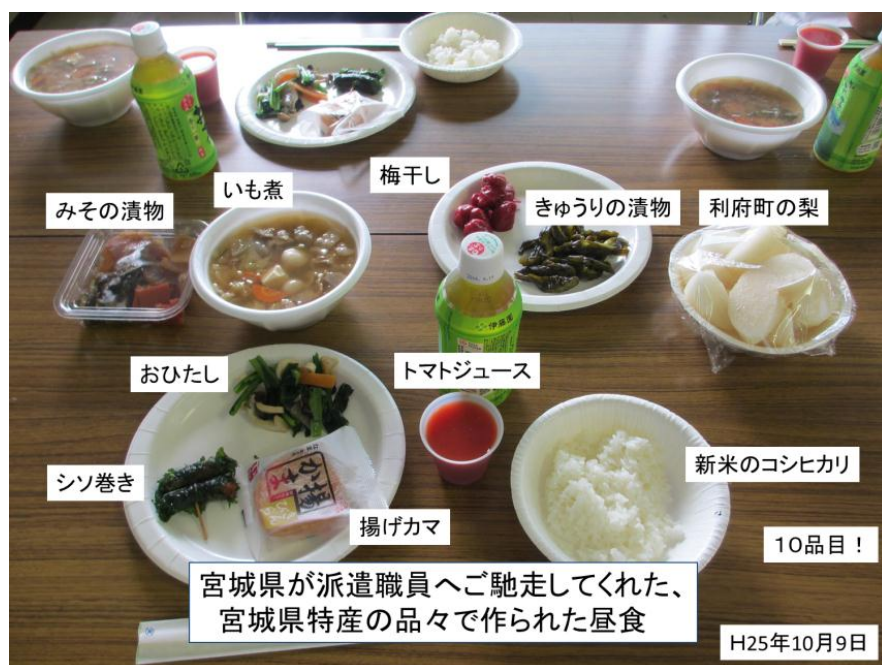
確認し、県、市町、漁協でデータを共有して、データが消失するリスクを分散しておく必要性を感じました。

(2) 派遣生活で配慮して欲しいこと

派遣期間中、県幹部の訪問や、視察に同行させてもらい、日頃の業務では知り得なかった被災地の状況を、改めて知り得たこともありました。また元同僚の職員の来訪等もあり、とても励みになりました。

帰省に関しては、他県では毎月、業務報告として、公務として派遣元の職場に帰省している職員もいましたが、三重県だと移動距離が長いので、逆に大変だと思います。個人で選択できるようにしていただけるとありがたいです。

また、宮城県側からは、派遣職員に対する研修会等を開催していただき、宮城県特産の品々を堪能したり、他県の派遣職員との交流を図ることができました。



(3) 後続の派遣職員へのアドバイス

派遣される前は、報道等で悲惨なイメージを抱いたまま現地に行った覚えがあります。でも行ってみると、復興がかなり進んでいたこともあってか、悲惨な状況というのはほとんどなく、現場の人、物、仕事、住居も充実してきており、大きなギャップを感じました。

現地の情報を、派遣前に知っていれば、余計な心配をせずに、よりスムーズに業務に就くことができたと思います。

また派遣職員による情報発信のようなものがあれば、後発で行く職員にとっては大きな安心材料となると思いました。

職員氏名	村田 将
派遣先部署	福島県衛生研究所
派遣先での役職名	技師
派遣期間	平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日 (1年間)



1 派遣時期の被災地の現状

派遣された衛生研究所は、福島駅や県庁のある福島市の中心部から車で10分間程度のところに所在し、多くの住宅や商業施設に囲まれる比較的便利な場所にありました。

福島県というと、福島第一原子力発電所の事故で放出された放射性物質によって、外出を制限するような非日常的な生活をイメージする方もいるかもしれませんが、少なくとも福島市の市街地では、津市などと何ら変わらない、ごく普通の生活が営まれていました。

ただ注意して見てみると、空間線量を測定するモニタリングポストや、「除染中」の看板が各所に設けられているのに気がきました。このことから、東日本大震災からの復興には、まだ長い時間がかかるだろうことが感じられました。



福島県衛生研究所

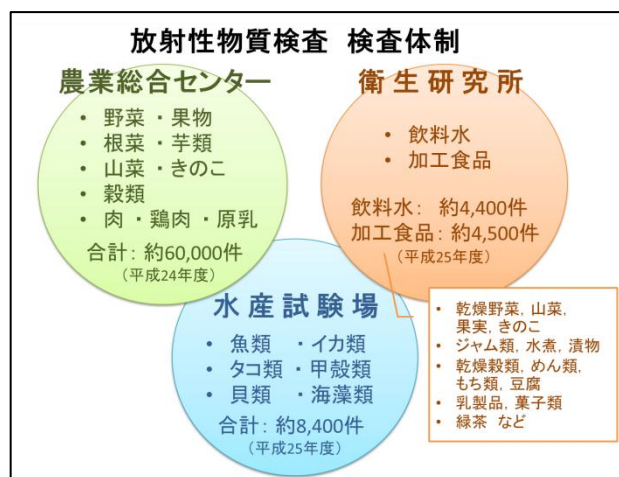
2 被災地での業務概要

(1) 所属部署の業務内容

県内に流通する食品や飲料水の安全性の検査を行う部署において、原発事故以降に始まった、食品中の放射性物質（放射性セシウム Cs-134 及び Cs-137）を測定する業務を担当しました。

この部署は、事故前の職員は10名程度で、食品中の残留農薬や食品添加物等の検査を行っていましたが、そこに膨大な量の放射性物質の検査が加わったことで、それまで行っていた検査や調査研究の優先順位を下げざるを得ない状況におかれていました。

放射性物質の測定のため、福岡県からも1名の職員が派遣されるとともに、県の実施する緊急雇用創出基金事業（「がんばろう福島！“絆”づくり応援事業」）により、5名程度が検体の前処理等の補助業務のために雇用されていました。それでも、特に検体の前処理にはかなりの手間がかかるため、検体が運び込まれた際には職員全員がかかり切りになるような



福島県の食品中の放射性物質検査体制



ゲルマニウム半導体検出器

状態でした。

なお、衛生研究所では加工食品の検査を行っており、加工前の農林水産物は、農業総合センターや水産試験場において実施されていました。

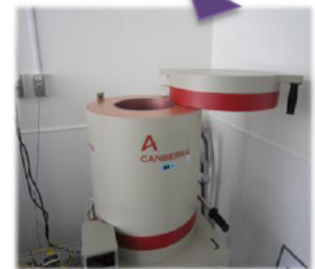
(2) 担当した業務内容

食品中の放射性物質の測定は、検体を細かく切り刻んで測定容器に詰め、そこから放出される放射線をゲルマニウム半導体検出器という装置で検出することによって行います。

その中で、福岡県から派遣された職員と2名で、ゲルマニウム半導体検出器による測定を担当しました。装置に検体を置き一定時間（10～30分間）待つだけで結果が得られるような簡単な検査ですが、得られた測定結果の数字の解釈に若干の専門知識が求められます。福島県に派遣される前に、三重県保健環境研究所でゲルマニウム半導体検出器を使った経験があったことから、装置の操作や、得られた結果の解釈を担わせていただきました。

私が派遣されていた平成25年度は、1年間で飲料水約4,400件、食品約4,200件の検査を実施しました。このほか、あんぼ柿および干し柿の放射性物質濃度を加工前から明らかにするため、未熟な果実を人工的に乾燥させた試験加工品を約300件測定しました。

また、食品中の放射性物質の検査は、例えば乾燥しいたけは水戻したときと同じ含水率となるよう水を加え、茶葉は熱水で抽出してお茶の状態にするなど、口に入れる状態での放射性物質濃度を測定するのが原則になっています。しかし、地域特有の食品である凍みもちや凍み大根などについては、水戻し時の含水率について、公的な数字が存在しないという状況でした。そこで、内部被曝量のより正確な評価を目的として、そのような食品の水戻しによる重量変化率に関する調査研究を実施させていただきました。その成果を県内部で2回発表するとともに、研究所年報に掲載するための資料を作成しました。



検査プロセス

(3) 成果・実績

- 検査の結果、飲料水ではすべての検体で検出限界（2Bq/kg）未満であり、食品では4検体で基準値である100Bq/kgを超えたものの、90%以上の検体は、検出限界（食品の種類により、20Bq/kg、10Bq/kg未満）未満でした。

なお、平成23年の10月に検査を開始して以降、飲料水では放射性物質（放射性セシウム Cs-134 及び Cs-137）が検出されたことは一度もありません。その一方で、食品では平成

23年度は測定した食品の3.1%で一般的食品の現在の基準値である100Bq/kgを超過した（※

年度	検査件数	100Bq/kg 超過率
23 (10月～)	1308	3.1%
24	3870	0.3%
25	4240	0.1%

※あんぼ柿、干柿の試験加工品は除外した(24年度、25年度)

平成23年度～25年度の食品の検査結果概要

平成 23 年度は暫定規制値 500Bq/kg を用いていたため、基準値超過ではない) もの、その割合は平成 24 年度で 0.3%、平成 25 年度で 0.1%と急速に低下していきました。これは、ひとえに厳しい環境の中で除染を実施した生産者の努力の賜物であるとともに、効果的な除染法を速やかに明らかにした技術者や研究者、そして食品の管理・検査態勢を敷いた行政の成果であると感じます。

- ・ 調査研究においては、水戻しによる重量変化率が公的には示されていない複数の食品について、重量変化率を算出しました。今後は、国立医薬品食品衛生研究所等による妥当性評価を経て、検査に反映されることが期待されます。

3 派遣業務を通しての気づき

(1) 県政に生かしたいこと

- ・ 「放射性物質の測定」という業務そのものについては、今回実施したようなスケールでは、三重県で実施する可能性は将来的にも低いと考えられます。

しかし、今回の派遣において実感したことは、放射性物質のように、一般的な認知度の低い物質による危機事例が発生したときに、科学的な判断を下し、的確に対応する仕組みを構築することの難しさでした。

今後もテロなどにより想定外の危機事例が発生する可能性が否定できない以上、例えば保健環境研究所等において、専門的な知見を有し、論文等を読みこなして情報収集を行い、適切な対応策を速やかに構築できるような人材を確保すること、そして危機管理を目的とした人材育成を行うことが必要であると感じます。また、論文検索システム等についても整備しておくことが重要です。この点については、三重県では、修士以上の学位を持つ職員を一定確保しており、また JDream II 等の論文検索システムが利用できる環境があるため、この維持と発展が、今後必要であると思います。

- ・ 福島県では「ふくしま新発売。」というホームページを立ち上げ、すべての放射性物質の検査結果を公開することで、農林水産物等の風評被害の抑制を目指しています。食品の種類ごとの検索や、基準を超えたものに限定した検索などができ、使い勝手の良いホームページであり、風評被害の抑制に一役買っているものと思います。このように、検査データを全て公開することは、消費者からの信頼の醸成に繋がり、三重県において何らかのハザードが発生した際にも、その検査結果等をすべて公開することが求められると考えられます。

原発事故後の数千件という放射性物質の測定結果は、これまで日本において得られたことのない貴重なデータであり、調査研究の基礎データとしても大変な価値があります。また、そうした調査研究を通じて、汚染の実態や、除染による汚染低減の効果が専門家によって明らかにされることは、風評被害の低減に一層の効果があると思われれます。近年、オープンデータが注目されているように、検査結果を公表する際は、見やすさだけにこだわるのではなく、csv 形式でもダウンロードできるようにするなど、調査研究等における「使いやすさ」にも配慮する必要があると感じました。

(2) 派遣生活で配慮して欲しいこと

- ・ 人事課の方が1度訪問してくれましたが、それを除けば三重県からの訪問はなく、また公務で三重県に戻る機会も異動希望ヒアリングの1度のみであったことから、三重県との情報交換は非常に限られたものでした。震災発生以降、原発事故の被害を受けた福島県に初めて長期に派遣された職員として、現地の状況を伝え、例えば風評被害の軽減に少しでも貢献することができたのではないかと思います、業務報告会などで情報交換の機会を設けていただければ良かったと思います。
- ・ 福島県への派遣が1人だけであったことから、他の派遣職員がどのような環境で、どのような意識で業務に携わっているのか知る機会が限られていました。派遣先の県が異なる場合であっても、派遣職員同士の交流を推奨するような後押しがあればありがたかったと感じます。
- ・ 入庁3年目という早い段階において、人事評価が1年間受けられなかったことは、人材育成的な面では出遅れるのではないかと不安になりました。派遣職員を受け入れている立場からは評価を下すのは難しい面もあるかもしれませんが、特に主事級を派遣する際には、派遣先の所属長からの評価を受けるような仕組みがあっても良いのではないかと思います。

(3) 後続の派遣職員へのアドバイス

- ・ 業務量は派遣先の部署によって大きく異なると思いますが、私の場合、派遣職員は「お客様」であり、決められた業務以外は極力負担をかけないように、という扱いを受けているような印象を初めは受けました。そのため、業務の合間に時間があっても、事務分掌にない業務を手伝うようなことはあまりできませんでした。
そのため、トラブルシューティングや次年度以降のための操作マニュアルを作成し、また論文を日本語訳して供覧するなど、担当業務に関係することで成果を出せるよう考えました。そういったことを続けるうちに、最終的には研究テーマをひとつ任せていただけ、発表や報告書の作成に携わることができました。
もし派遣先で時間の余裕があるようであれば、こつこつとできることを積み上げることが、貢献度を高める仕事に繋がるのではないかと思います。
- ・ 平成25年度に福島県に派遣されたのは私一人でしたが、そのことがかえって福島県職員や、他都道府県から派遣されている職員と交流を深めるモチベーションとなりました。他都道府県の職員の話聞く機会が得られたことで多くのものを得ることができましたが、それだけでなく、今後県職員として働いていくうえでも、このとき築いた人脈が生きてくるのではないかと思います。

職員氏名	渡辺 和仁
派遣先部署	宮城県教育庁文化財保護課
派遣先での役職名	技師
派遣期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 26 年 9 月 30 日 (6 か月間)



1 派遣時期の被災地の現状

派遣された宮城県教育庁文化財保護課は、仙台市の中心部に位置し、事務調整を仙台市青葉区の宮城県庁で行っています。埋蔵文化財の発掘調査を担当する職員は、宮城県庁から南東に約 3 km 離れた宮城野区の分室に駐在しています。

発掘調査を担当した宮城県亶理郡山元町は、仙台市から南に約 40km のところにあります。海岸沿いの平野部は津波により、J R 常磐線をはじめ、住宅や店舗の多くが流失しており、津波で流されずに残った木と建物の基礎だけ



J R 常磐線の被災後風景（宮城県亶理郡山元町）

が残っており、その周り一帯は草だけが生えている悲しい光景が延々と広がっていました。海岸線では防潮堤の工事が徐々に進んでおり、町内を通る国道などは、土砂運搬の大型トラックが大量に走行して、道路沿線ではその粉塵が大量に飛散していました。

震災から約 3 年以上を経過していましたが、防潮堤もまだ完全に出来上がっておらず、市街地の復旧も道半ばであり、被災地の復興が目に見える形ではなかなか進んでいないことを改めて認識しました。

2 被災地での業務概要

(1) 所属部署の業務内容

宮城県教育庁文化財保護課は、埋蔵文化財はじめとする文化財の調査や保護、調整を行う部署で、埋蔵文化財班（第一班・第二班）では、国や県の公共事業、NEXCO 東日本や J R 東日本などが行う大型の開発事業に伴う発掘調査と保護、調整、事務を担当していました。通常時は、文化財専門職と教員職の県職員 20 名で対応していました。

東日本大震災では沿岸部を中心に甚大な被害を受け、復興・復旧事業に係る埋蔵文化財の発掘調査件数が膨大になったことから、円滑かつ迅速な発掘調査（復興調査）が実施できるよう、平成 24 年度から埋蔵文化財専門職の派遣職員が加わり、「復興支援チーム」を構成して業務を行っていました。平成 26 年度上半期は、17 名（16 県 1 市）の派遣職員が支援しました。

宮城県では、発掘調査業務の民間発掘調査業者への委託を行っておらず、県の直営方式による発掘調査を実施していました。そのため、職員が調査現場の安全衛生管理や作業員の雇用契約、教育を含めて管理・監督しなければならず、調査以外でもやることが多い状況でした。



(2) 担当した業務内容

- 宮城県職員とともに J R 常磐線移設復旧工事に伴う埋蔵文化財の発掘調査業務（復興調査）に携わりました。常磐線の敷設に伴い、切り土などの工事で破壊される 2 つの遺跡の発掘調査を担当しました。発掘調査では、遺跡調査の指示及び遺跡の図面作成、写真撮影などの記録作業を行いました。担当した発掘調査業務の概要及び体制は、以下のとおりです。

【所在地】 宮城県亘理郡山元町字新中永窪、同熊ノ作

【調査原因】 J R 常磐線移設復旧工事（宮城県浜吉田駅～福島県相馬駅間）

【事業者】 東日本旅客鉄道株式会社

【調査主体】 宮城県教育委員会

【遺跡名】 新中永窪遺跡：

奈良時代から平安時代に木炭や土器を生産し、製鉄も行っていた遺跡です。

熊の作遺跡：

奈良時代の役所に関する遺跡で、当時の郡の長官の役職名で「大領」と墨で書かれた土器が東北地方で初めて出土しました。

【調査面積】 新中永窪遺跡：2,900 m²、熊の作遺跡：930 m²

【調査期間】 新中永窪遺跡：平成 26 年 4 月 7 日～7 月 24 日

熊の作遺跡：平成 26 年 7 月 1 日～8 月 29 日

【担当職員】 5 名（※4 月のみ技術補佐 1 名（山形県）を加えた 6 名）

・宮城県職員：技師 3 名（文化財保護課、多賀城跡調査研究所）

・自治法派遣職員：技術主幹 1 名（群馬県）、技師 1 名（三重県）

- 【事務調整】 埋蔵文化財第一班（国及び民間会社の大型開発に伴う受託事業担当）
- ・担当班長及び現場担当者の宮城県職員が契約・行政事務、調整を行う。
 - ・自治法派遣職員は、基本的に調査に係る調整業務は行わない。
- 【調査方式】 県による直営方式
- 【作業員】 県による任期付きの直接雇用による
- ・山元町及び周辺市町に居住する方々（岩沼市、名取市、福島県新地町）
 - ・50～70代の男女。現在も仮設住宅などに住む震災被災者の方も含む。



奈良時代の土器を製作していた窯跡の発掘調査風景（宮城県亶理郡山元町：新中永窪遺跡）



発掘調査の現地説明会での遺跡説明風景（宮城県亶理郡山元町：新中永窪遺跡）

(3) 成果・実績

- ・ JR常磐線移設復旧工事に伴う埋蔵文化財の発掘調査は、平成25年度から始まり、平成25年度末段階で、調査対象となる8箇所の埋蔵文化財包蔵地のうち6箇所の調査が終了していました。平成26年度からは、本体工事が着手され、工事と並行しながら残る2箇所の調査を実施し、9月末段階までに完了することができました。JR常磐線移設復旧工事に伴う発掘調査は、計画変更及び付帯工事などに伴う調査が平成27年度に一部残る状態ですが、平成29年4月の開通に向けて事業の進捗と発掘調査を両立させながら、確実に進められています。

3 派遣業務を通しての気付き

(1) 県政に生かしたいこと

- ・ 文化財専門職員の継続的な採用と拡充するとともに、より一層の意識・能力向上に向けた人材育成が、非常時にも円滑な業務を行うために必要であると感じます。
- ・ 震災被害が大きかった女川町や南三陸町などの市町では、文化財専門職員がいないため、県職員や派遣職員が支援をしていますが、円滑に業務が進まず、派遣職員が大きな負担を感じています。非常時に備えるためにも、文化財専門職員がいない市町へ採用を促し、体制を整えるための支援を行う必要性を強く感じました。
- ・ 迅速な復興事業の推進と文化財保護の観点から、復興計画策定の初期段階から文化財専門担当者が関わるべきだと強く感じました。復興事業では、埋蔵文化財の発掘調査をなるべく回避する方策を開発部局と調整して計画することが、円滑な復興を後押しするものと思います。
- ・ 非常時の体制について、通常時とは異なる人員配置と役割を事前に想定しておく必要があると思います。その中で、派遣職員の受け入れ体制や応援業務の内容を考えなければならぬと感じました。今後、今回の震災を教訓として、文化財分野のみならず、他分野で派遣された職員の経験や感想、意見も踏まえて、派遣職員の受援体制を検討する必要があると思います。
- ・ 震災の復興事業に伴う発掘調査を通じて、地域の歴史や文化財の大切さ、凄さを知ってもらい、その成果を伝えることにより、地域や住民の誇りやアイデンティティーの再構築に繋げることができると思います。発掘調査の成果を見て「山元町の自慢ですよ!!」「町中、この遺跡が凄いという話で持ちきりですよ。」という地元の方々の言葉からも、発掘調査が復興への一つの明るい光になっていると感じました。非常時における埋蔵文化財への理解を得るためにも、日頃から公開活動を積極的に行い、今後も普及啓発に力を入れて取り組むべきだと考えます。



(2) 派遣生活で配慮して欲しいこと

- ・ 派遣期間中に1回、埋蔵文化財センター幹部の現地視察及び意見交換をする機会がありました。自分の事をよく知ってくれている上司に派遣状況を実際目で確認してもらい、意見交換する機会があったのはありがたく感じました。今後も派遣元の視察などを通じて、職員の状況を把握するように努めてほしいです。
- ・ 派遣の状況や職員の心情を含めた真意が派遣元に伝わりづらい、伝えるのが難しいと感じました。メールや電話を通じて、密に連絡を取り合うことを今後も行ってほしいと思います。

(3) 後続の派遣職員へのアドバイス

- ・ 現地の4月は依然季節が冬、5月になってやっと暖かくなりますが、6月の梅雨明け前後までは朝・晩は冷え込みます。また、夏で暑い時期は7月後半から8月の盆休み前後まで、それ以降は徐々に涼しくなり、9月に入ると突然肌寒くなる日があります。そのため、事前に衣類や暖房器具などを準備し、現地での日々の健康管理に十分留意してほしいと思います。

編集後記

県は、東日本大震災発災直後の平成 23 年 3 月 14 日に知事を本部長とする東日本大震災支援本部を立ち上げ、これまでの 4 年間、全庁体制で情報共有をしながら被災地と県内避難者の方々へのきめ細やかな支援に努めてまいりました。

中でも被災地への派遣職員は、期間の長短はあるものの総計 595 名に上り、被災地の復旧・復興に大きく貢献してきましたが、また一方で、業務を通して得られたたくさんの貴重な経験や知見を三重県に持ち帰りました。

これまで被災地派遣職員の経験などは、東日本大震災支援本部員会議において活動報告を受けることで情報共有を図るとともに、平成 24 年 3 月には震災から 1 年を契機に支援活動の記録としてとりまとめを行いました。その後の派遣職員の経験や知見も記録を残すことで、被災地支援や防災・減災の取組、受援の立場になったときの備えとして役立てたいと考えました。

この記録集は、6 か月間以上の派遣を終えて帰任した職員が、自ら見聞きし、経験した被災地の現状や、被災地での業務を通しての気づきを、写真や図表を交えた分かりやすい読み物にして、派遣経験のない職員が、東日本大震災の凄まじさや復旧・復興の困難さを深く理解するための資料になるよう努めました。

非常に多忙な中、相当な負担をお掛けし執筆の労を取っていただいた帰任職員の方々には、心から感謝いたします。

この記録集が、昨今懸念されている震災の記憶の風化防止につながるだけでなく、今後の被災地支援や、発生確率が今後 30 年以内に 70%程度とされている南海トラフ地震への対策にも生かされれば幸いです。

三重県東日本大震災支援本部事務局

東日本大震災被災地派遣職員活動記録集

平成 27 年 3 月
三重県防災対策部

〒514 - 8570 三重県津市広明町 1 3 番地
電話 059-224-2181 F A X 059-224-2199

